

第5編 積 算 編

5. 1 設計書の作成及び金額

5. 1. 1 設計書の作成

- 1 工事に係る設計書の作成に当たっては、「治山林道必携（積算・施工編）」に編纂されている「森林整備保全事業設計積算要領」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号）（以下、「設計積算要領」という。）、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い」（平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13）（以下、「要領細部取扱い」という。）、「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号）（以下、「標準歩掛」という。）、「森林整備保全事業施行パッケージ型積算方式 試行実施要領」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 351 号）等の各種の要領、通知及び本編によるものとする。
- 2 委託に係る設計書の作成に当たっては、「治山林道必携（調査・測量・設計編）」に編纂されている「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 352 号）（以下、「委託業務積算要領」という。）等の各種の要領、通知及び本編によるものとする。
- 3 設計書は設計積算システムを使用して作成することを原則とする。ただし、諸経費も含めて見積りにより積算する場合等、設計積算システムを使用することが適当でないと認められる場合はこの限りではない。
- 4 施工パッケージの適用条件を満たすものは、当積算方式を使用することを標準とする。

5. 1. 2 設計書の金額

1 設計金額の表示

(1) 工事に係る設計書における設計金額の表示は、表 1 - 1 によるものとする。

表 1 - 1

種目	数位処理	単位
本工事費	—	円止め
消費税相当額	—	円止め
工事価格	10,000 円未満切捨て	10,000 円止め
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	1 円未満切捨て	円止め
現場環境改善費	1,000 円未満切捨て	1,000 円止め
単価	—	県設定単価による
金額 (単価×数量)	1 円未満切捨て	円止め

※ 工事価格 (10,000 円未満切捨て) に伴う調整は、一般管理費等により行う。

※ 委託に係る設計書の設計金額の表示も、上表の扱いに準ずることとする。

「設計金額の表示について」(平成 16 年 6 月 21 日付け 16 林政第 98 号林務部長通知)を一部改変

(2) 刊行物単価及び見積り単価等を採用する場合の数位処理は、「長野県森林土木事業労務資材単価取扱要領」(令和 6 年 6 月 長野県林務部)による。

5. 2 工事設計書の設計積算システムにおける設定

5. 2. 1 設計書情報入力

1 設計書区分

工事発注用の設計書は「実施設計書」を、災害査定用の設計書は「査定設計書」を選択する。

【参考】

全体設計書：分割発注を前提とした全体設計書を作成する場合に選択する。

認可設計書：国の機関へ提出する事業認可用設計書を作成する場合に選択する。

2 諸経費体系

該当する諸経費体系を選択する。2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。

【参考】

主たる工種が道路工事（工事用道路、治山管理道等）の場合、諸経費体系は「治山」を選択し、次の設計書総括画面において「工種」を「管理道開設」とする。

この場合、「道路工事」の共通仮設費率及び現場管理費率が適用される。

5. 2. 2 設計書総括

1 単価区分（*直接工事費（材料費）に係る*）

災害査定設計書を作成する場合は「査定単価」を、それ以外の場合は「実施単価」を選択する。

【参考】

1 査定単価を適用すると、主要職種労務及び主要材料（異形棒鋼、鋼矢板）が査定用単価で積算される。

2 主要材料（異形棒鋼、鋼矢板）の単価は、査定用の単価コードが設定されているため、特殊施工単価を組む場合は単価コードの選択を誤らないように注意すること。

2 地区（直接工事費（材料費）に係る）

表2-1

ブロック割一覧表

ブロック 番 号	名 称	該 当 区 域
①	東信（１）	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡
②	東信（２）	上田市、東御市、小県郡
③	諏訪（１）	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
④	伊那（１）	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
⑤	伊那（２）	飯田市（旧上村、南信濃村域は除く）、下伊那郡（松川町、高森町、下條村、泰阜村、喬木村、豊丘村）
⑥	伊那（３）	飯田市（旧上村・南信濃村域）、下伊那郡（阿南町、売木村、天龍村、大鹿村）
⑦	伊那（４）	下伊那郡（阿智村、平谷村、根羽村）
⑧	木曽（１）	木曽郡（木曽町（旧木曽福島町・日義村域）、上松町、南木曽町、木祖村、大桑村）、塩尻市（旧檜川村域）
⑨	木曽（２）	木曽郡（木曽町（旧開田・三岳村域）、王滝村）
⑩	中信（１）	松本市（旧四賀・奈川・安曇村域は除く）、塩尻市（旧檜川村域は除く）、安曇野市（旧三郷村域）、東筑摩郡（山形村・朝日村）
⑪	中信（２）	松本市（旧四賀村域）、安曇野市（旧三郷村域は除く） 東筑摩郡（筑北村・麻績村・生坂村）
⑫	中信（３）	松本市（旧奈川・安曇村域）
⑬	中信（４）	大町市、北安曇郡
⑭	北信（１）	長野市（信更町、七二会附近、旧戸隠・鬼無里・大岡村域、信州新町、中条村は除く）、須坂市、中野市（旧豊田村域は除く）、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡（山ノ内町）、上水内郡（信濃町、飯綱町）
⑮	北信（２）	長野市（信更町、七二会附近、旧戸隠・鬼無里・大岡村域、信州新町、中条村） 上水内郡（小川村）
⑯	北信（３）	飯山市、中野市（旧豊田村域）、下高井郡（木島平村、野沢温泉村） 下水内郡（栄村の一部は除く）
⑰	秋山	下水内郡（栄村の一部）
⑱	伊那（３）－１	飯田市（旧上村・南信濃村域）
⑲	伊那（３）－２	下伊那郡（大鹿村）
⑳	伊那（３）－３	下伊那郡（阿南町、売木村、天龍村）

（注）

- ・ブロック接点については各発注機関で調整し、区域を決定すること。
- ・材料単価の「1 生コンクリート」についてのみ、上記【⑥伊那（３）】を廃止し、【⑱伊那（３）－１】、【⑲伊那（３）－２】、【⑳伊那（３）－３】での運用とする。

3 実施設計単価表等の適用日（直接工事費（材料費・労務費等）に係る）

（１）予定価格算出における単価適用日

起工起案日において適用されている単価・積算基準・市場単価とする。

ただし、市場価格を適切に反映するため、公告月は起工起案した月の翌月までとする。

「林業土木工事及び業務の予定価格算出における単価適用日について」（令和元年 6 月 12 日付け元森政第 130 号森林政策課長通知）

（２）設計変更における単価適用日

「5. 1 1 設計書の変更」による。

4 前払率（一般管理費に係る）

（１）前金の支出割合

ア 請負代金 100 万円以上の工事
10 分の 4

「公共工事の前金払に関する取扱要領の一部改正について」（令和 4 年 10 月 18 日付け 4 契検第 78 号会計局長通知）

イ 請負代金 100 万円以上の森林整備業務
10 分の 3

「長野県建設工事事務処理規程に基づく林業土木工事手引の一部改正について」（平成 16 年 3 月 10 日付け 15 林政第 357 号林務部長通知）

（２）設計積算システム上の取扱い

設計積算時は「請負代金」を「設計金額」と読み替える。

ア 設計金額 100 万円未満の建設工事
「40」を入力する。

イ 設計金額 100 万円未満の森林整備業務
「40」を入力する。

ウ 設計金額 100 万円以上の建設工事
「40」を入力する。

エ 設計金額 100 万円以上の森林整備業務
「30」を入力する。

5 工種（共通仮設費・現場管理費に係る）

「森林整備A」を適用するのは次のとおりとする。「森林整備B」を適用するのはそれ以外の森林整備とする。

- (1) 土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合
- (2) 樹高1.5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場合
- (3) 航空実播工
- (4) 種子吹付工

土木的工事とは、筋工（伐木筋工を含む）、丸太積工、伏工、水路工、カゴ枠工等の簡易治山施設及び獣害防止柵の設置とする。

「森林整備業務における共通仮設費の工種区分の適正な計上について」（平成24年11月19日付け24森政第248号森林政策課長通知）

6 豪雪地域補正（直接工事費（機械損料）に係る）

- (1) 工事箇所が豪雪地域に位置する場合は、発注時期に関わらず原則補正するものとする。（冬期率補正とは異なるもの。）
- (2) 間接工事費等に計上された機械の輸送費が、豪雪地域以外の基地から運搬されることが明らかな場合（特殊な機械等で豪雪地域にないもの）は、その機械のみ豪雪地域補正を行わない。（設計書の工種Yコードごとに指定する。）
- (3) 除雪作業及びトンネル作業等の、積雪によって機械の稼働低下をもたらさない機械は、補正を行わない。

「機械損料の豪雪地域補正（積寒補正）について」（平成17年2月23日付け16林政第321号林政課長通知）

- (4) 豪雪地域補正を行う地域は、豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項で指定された地域とし、該当地域は表2-2のとおり。

表2-2 豪雪地域補正の対象地域

上田	上田市（旧丸子町、旧武石村、旧塩田町、旧川西村を除いた地域）
南信州	飯田市（旧南信濃村の地域）
松本	松本市（旧安曇村の地域）、安曇野市（旧穂高町、旧堀金村の地域）
北アルプス	大町市（旧八坂村を除いた地域）、松川村、白馬村、小谷村
長野	長野市（旧篠ノ井市、旧川中島村、旧信更村、旧更北村、旧松代町を除いた地域）、 須坂市（旧東村の地域）、高山村、信濃町、飯綱町、小川村
北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村

7 週休 2 日補正（直接工事費（労務費・機械賃料）・共通仮設費・現場管理費に係る）

（1）発注者指定型週休 2 日工事

県が入札公告等を行う建築工事以外の工事のうち、発注者が週休 2 日工事に取り組むことを指定した工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とすることも可能とするが、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

（ア）災害復旧等の緊急を要する工事^{注1）}

（イ）現場施工期間^{注2）}が 1 週間未満^{注3）}の工事

（ウ）地域の実情等により現場閉所が困難な工事^{注4）}

注 1）災害復旧工事のうち、随意契約を行うような応急復旧工事等のこと。災害復旧工事（本復旧工事）であることのみを理由として対象外とすることがないよう、留意すること。

注 2）直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間とする。ただし、当初発注時点に週休 2 日対象工事とした場合、実績によって直接工事費に計上されている工種等に要する期間が 1 週間未満となっても、週休 2 日工事対象外とはしない。

注 3）5 日を超える場合、1 週間以上と判断する。

注 4）「（ア）災害復旧等の緊急を要する工事」の他、供用時期、施工時間、施工方法などに特別な制約がある工事のこと。ただし、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

「週休 2 日工事実施要領」の改正について」（令和 6 年 8 月 27 日付け 6 森政第 216 号森林政策課長通知）

（2）設計積算システム上の取扱い

ア 当初設計

発注者指定型の場合、「07 月単位」を選択する。

イ 変更設計

月単位の週休 2 日を達成した場合、「07 月単位」を選択する（当初のまま変更しない）。月単位を達成しなかった場合は、「08 通期」もしくは「04 未達成」を選択する。

「週休 2 日工事」における経費の補正について」（令和 6 年 9 月 17 日付け 6 森政第 242 号森林政策課長通知）

（3）掲示板の設置費用について

「週休 2 日工事」の実施における掲示板の設置費用の変更」（令和 5 年 3 月 24 日付け 4 森政第 605 号森林政策課長通知）により計上する。

発注者指定型の場合は、当初設計から計上する。

8 寒冷地級、冬期率区分（現場管理費に係る）

- （１）補正する地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律に基づく寒冷地手当を支給する地域であり、該当地域は表２－３のとおり。（長野県は４級地のみ）
- （２）冬期率は、１２月１日～３月３１日までの工事期間／全工期により算出する。冬期率（％）は、小数点以下四捨五入とする。
- （３）工期変更等による冬期率の取扱いは表２－４のとおり。
- （４）設計積算システムにおいて、寒冷地級を４級地に設定して冬期率区分を空欄とした場合、冬期率は１００％として積算されるため注意すること。

表２－３ 寒冷地手当を支給する地域

佐久	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡
上田	上田市、東御市、小県郡
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡（辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、宮田村）
南信州	下伊那郡（阿智村、平谷村、根羽村、下条村、売木村、大鹿村）
木曽	木曽郡（上松町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村）
松本	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡
北アルプス	大町市、北安曇郡
長野	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、上高井郡、埴科郡
北信	中野市、飯山市、下水内郡、下高井郡

「現場管理費率の補正（冬期率）の補正を必要とする積雪寒冷地域について」（平成 27 年 4 月 14 日付け 27 森政第 37 号森林政策課長通知）

表 2-4 工期変更等による冬期率の取扱い

	条件	因子	冬期率
ア	工期を受注者によらない事由（災害、用地問題等）により休工手続きを書面で取り交わした場合 →実工期で算定	工期 180 日 中止（夏）30 日	$90 / (180 - 30)$ =60%
		冬期 90 日	
イ	工期を受注者による事由により休工手続きを書面で取り交わした場合 →実工期で算定	工期 180 日 中止（冬）30 日	$(90 - 30) / (180 - 30)$ =40%
		冬期 90 日	
ウ	工事が冬期率を含む当初工期完了日より早期にしゅん工した場合 →全工期で算定（契約工期が標準工期よりも非常に長い場合を除く）	工期 180 日 150 日で完了	受注者の企業努力 $90 / 180 = 50\%$
		冬期 90 日	
エ	休工手続きを書面で取り交わさないで工事を休止していた場合 →全工期で算定	工期 180 日 中止？日	$90 / 180 = 50\%$
		冬期 90 日	

※ 実工期：実質的に工事を施工していた期間 ※ 全工期：契約した工期

「現場管理費率の補正（冬期率）について」（平成 16 年 3 月 8 日付け 15 林政号外林政課長通知）

9 施工地域区分（共通仮設費・現場管理費に係る）

（1）工事箇所が表 2-5 の施工地域区分に該当する場合は、当該補正を適用する。

表 2-5 施工地域補正の適用

適用条件		補正係数		適用 優先
施工地域区分	対象	共通仮設費率	現場管理費率	
一般交通影響 有り (1)-2	2 車線以上（片側 1 車線以上）かつ交通量（上下合計）が 5,000 台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1.1	1
一般交通影響 有り (2)-2	一般交通影響有り (3) 以外の車道において、 <u>車線変更を促す規制を行う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</u>	1.2	1.1	2
市街地（DID 補正）(1)-3	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1.1	3
山間僻地	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	1.0	4

※ 上表は「設計積算要領」表 6-6 及び表 6-21 のうち、「治山・地すべり工事」、「森林整備 A、B」、「道路工事」が該当する施工地域区分を抽出して改編したものである。

- (2) 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。（図2-1）
- (3) 山間僻地は、次のいずれかに該当する地区とする。
- ア 人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区（表2-6）。（※1）
- イ 表2-7の「山間僻地の判定基準点数表」に基づき計算された点数の合計が50点を超える地区。
- ウ 過疎地域自立促進特別措置法第2条の過疎地域（表2-8）、又は山村振興法第7条の規定により振興山村に指定された地域に含まれる地区（表2-9）。
- （ただし、工事の施工場所から市町村役場（支所等を含む。）の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。）

※1 地区の判断が難しいためこの規定は適用しない。（令和5年度森林土木技術委員会決定事項）

表 2－6 人事院規則における特勤手当を支給する地区（準ずる地区を含む）

佐久	南佐久郡川上村大字御所平 1027-1	東信森林管理署川上森林事務所
上田	—	—
諏訪	—	—
上伊那	—	—
南信州	下伊那郡大鹿村大字大河原 883-1	南信森林管理署大鹿森林事務所
	飯田市上村 858-10	南信森林管理署上村森林事務所
木曽	木曽郡王滝村 2471-1	木曽森林管理署瀬戸川森林事務所
	〃	〃 南滝越森林事務所
	〃	〃 氷ヶ瀬森林事務所
	木曽郡上松町正島町 1-4-1	木曽森林管理署
	〃	〃 駒ヶ岳森林事務所
	木曽郡木曽町開田高原末川 2734-5	木曽森林管理署開田森林事務所
	木曽郡大桑村大字野尻 1223-1	木曽森林管理署南木曽支署阿寺森林事務所
	木曽郡大桑村大字須原 1058-1	木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所
	木曽郡木曽町日義 4774	中部地方整備局飯田国道事務所木曽維持出張所
松本	木曽郡南木曽町読書 1912-1	木曽森林管理署南木曽支署柿其森林事務所
	木曽郡木祖村大字藪原 1191-27	木曽森林管理署藪原森林事務所
	松本市安曇 3942-4	中信森林管理署大野川森林事務所
	松本市安曇 4468	信越自然環境事務所上高地管理官事務所
北アルプス	松本市奈川 2492-2	中信森林管理署奈川森林事務所
	塩尻市奈良井 790-14	中信森林管理署奈良井森林事務所
北アルプス	北安曇郡白馬村大字北城 5598-1	中信森林管理署白馬森林事務所
長野	—	—
北信	—	—

※ 所在地の表示は、平成 29 年 4 月 1 日（木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所は平成 29 年 10 月 1 日、中信森林管理署白馬森林事務所は令和 5 年 8 月 1 日）における区域である。

表2-7 山間僻地の判定基準点数表

山間僻地の判定基準点数表

分類	工事箇所から主要地点までの距離	細分	距離及び点数																					
			2km 以上	4km 以上	6km 以上	8km 以上	10km 以上	12km 以上	14km 以上	16km 以上	20km 以上	24km 以上	28km 以上	32km 以上	36km 以上	40km 以上	44km 以上	48km 以上	54km 以上	60km 以上	66km 以上	72km 以上	80km 以上	90km 以上
I	駅又は停留所		3	6	9	12	15	18	21	24	30	36	42	48	54	60								
II	①小学校 ②中学校 ③郵便局 ④役場 ⑤診療所	A	1	2	4	6	8	10	12															
		B	0	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12											
III	①病院 ②高等学校 ③金融機関 ④スーパーマーケット	A	1	2	3	4	5	6	8	10	12													
		B	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12								
IV	①総合病院 ②市の中心地	A	1	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12											
		B	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
V	①県庁所在都市等の中心地	A	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
		B	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	7	8	9	10

(注) 1 細分欄のAは交通機関がない部分、Bは交通機関がある部分を示す。

2 点数の計算方法は、主要地点の各区分毎に、以下の例のように計算して合計する。

工事箇所から 駅 までの距離 20km ・ ・ ・ 30点

" 小学校 " 10km (Aの部分5km Bの部分5km) ・ ・ ・ 2+1=3点

3 「役場」には支所、出張所を含む。

「小学校」「中学校」「高等学校」には分校を含む。また、「高等学校」は全日制の普通科の課程を置くものとする。

「郵便局」には分室、無集配局及び簡易局を含む。

「診療所」は患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。

「病院」は患者20人以上の収容施設を有するものをいう。

「総合病院」は患者100人以上の収容施設を有し、内科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科の5科を含み、一定の施設(化学・細胞・病理の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、そのほか省令で定められた施設)を有するものをいう。

「金融機関」は銀行、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合等、預金、送金、公共料金の振替を取り扱う機関(郵便局を除く)とする。

「スーパーマーケット」は日常生活に通常必要な衣食住に関する各種商品(耐久消費財を除く)を販売する商店とする。

「市の中心地」は最寄の市役所の所在地とする。

「県庁所在都市等の中心地」は県庁の所在地とする。

表 2－8 過疎市町村指定一覧

佐久	佐久市（旧望月町）、小海町、佐久穂町、北相木村、立科町
上田	上田市（旧武石村）、長和町
諏訪	—
上伊那	伊那市（旧高遠町、旧長谷村）、中川村
南信州	飯田市（旧上村、旧南信濃村）、阿南町、阿智村（旧浪合村、旧清内路村）、平谷村、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、大鹿村
木曽	上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村
松本	塩尻市（旧檜川村）、安曇野市（旧明科町）、麻績村、生坂村、筑北村
北アルプス	大町市、小谷村
長野	信濃町、飯綱町、小川村
北信	中野市（旧豊田村）、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村

※ 令和 4 年 4 月 1 日現在

※ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条及び 3 条に該当の地域

表 2－9 振興山村指定一覧

佐久	佐久市（(旧佐久市のうち旧内山村)、(旧望月町のうち旧春日村)）、佐久穂町（(旧佐久町のうち旧大日向村、旧栄村)、(旧八千穂村のうち旧畑八村)）、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町（旧伍賀村）、立科町（旧芦田村）
上田	上田市（(旧上田市のうち旧室賀村)、(旧丸子町のうち旧西内村)、(旧真田町のうち旧長村、旧傍陽村)、旧武石村）、長和町（旧和田村、(旧長門町のうち旧大門村)）、青木村
諏訪	—
上伊那	伊那市（(旧高遠町のうち旧長藤村、旧三義村、旧藤沢村)旧長谷村）、駒ヶ根市（旧中沢村）、辰野町（旧川島村）、箕輪町（旧東箕輪村）、中川村（旧南向村）
南信州	飯田市（(旧飯田市のうち旧千代村)、旧上村、旧南信濃村）、阿南町（旧和合村）、阿智村（(旧阿智村のうち旧智里村)、旧浪合村、旧清内路村）、平谷村、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、豊丘村（旧神稲村）、大鹿村
木曽	木曽町（(旧木曽福島町のうち旧新開村)、旧日義村、旧開田村、旧三岳村）、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村
松本	松本市（(旧四賀村のうち旧錦部村、旧中川村)、旧奈川村、旧安曇村）、塩尻市（旧檜川村）、筑北村（旧本城村、旧坂井村）、生坂村、朝日村
北アルプス	大町市（旧八坂村、旧美麻村）、小谷村
長野	長野市（(旧長野市のうち旧豊栄村)、旧大岡村、旧戸隠村、旧鬼無里村）、須坂市（旧仁礼村、旧豊丘村）、高山村、信濃町（旧信濃尻村）
北信	飯山市（旧岡山村）、山ノ内町（旧平穏村、旧夜間瀬村）、木島平村（旧往郷村、旧上木島村）、野沢温泉村（旧市川村）、栄村

※ 平成 28 年 4 月 1 日現在

※ 山村振興法第 7 条に該当の地域

10 緊急工事区分（現場管理費に係る）

昼夜間連続作業が前提となる緊急を要する工事で、災害復旧事業又はこれと同等の緊急を要する工事に適用する。

11 現場環境改善費（共通仮設費に係る）

（１）設計金額が 1,000 万円以上となる屋外工事については、原則、当初設計から現場環境改善費を計上する。

（２）標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とする。

なお、率計上による金額の算出方法は「要領細部取扱い」の「５（３）積算方法」による。

（３）特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。

なお、この場合においても標準的な現場環境改善を行う費用として、率計上分の費用も別途計上する。

「現場環境改善費（旧イメージアップ経費）の運用方法について」（平成 29 年 10 月 11 付け 29 森政第 254 号森林政策課長通知）

（４）率計上する場合で、工事箇所が図 2－1 の人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区に位置する場合は、設計積算システムにおいて「市街地」を選択し、それ以外の場合は「市街地以外」を選択する。

12 通勤補正係数（直接工事費（労務費）に係る）

（１）通勤補正の対象工事

最寄りの市町村役場（支所等を含む）から施工現場までの通勤に往復 90 分以上を要する箇所の工事とする。

（２）通勤所要時間

通常の通勤経路の所要時間とし、通勤距離を標準速度で除して算出する。

ア 通勤距離

最寄りの市町村役場（支所等を含む）から施工現場までの距離とする。

イ 標準速度

自動車 30km/h、徒歩 3km/h を標準とし、原則実測値は採用しない。

（３）補正方法

通勤補正は、労務歩掛に次の補正係数を乗じて行う。

$$K = 1 + T / 480$$

K：補正係数 [%]（少数第 3 位四捨五入）

T：90 分を超える通勤時間 [分]

【参考】

1 施工パッケージ型積算方式における通勤補正

- (1) 補正の方法は、前記の通勤補正に準じる。
- (2) 設計積算システム上は、設計書総括画面の補正係数入力により自動で計算される。

「施工パッケージ型積算方式における通勤補正について」（令和5年1月18日付け4森政第465号
森林政策課長通知）

2 市場単価及び土木工事標準単価における通勤補正

- (1) 市場単価及び土木工事標準単価は、前記の通勤補正の対象外とする。
- (2) 地理的条件により地元市町村役場（支所等を含む。）から現場までの片道に1時間を超える場合は、前記の通勤補正に代わり10%の割増補正を行う。
- (3) 市場単価及び土木工事標準単価に「時間的制約を受ける場合」の補正又は(2)の割増補正を行う場合は、補正内容が重複するため、どちらかの補正のみとする。
- (4) 設計積算システム上は、各施工単価の条件選択において該当する条件を選択することで自動計算される。

「市場単価及び土木工事標準単価における通勤補正について」（令和5年1月20日付け4森政第471号
森林政策課長通知）

13 契約保証方法（一般管理費に係る）

- (1) 設計積算システム上の取扱い（当初設計書）

ケース1

設計額が500万円未満



「03 補正なし」

ケース2

設計額が500万円以上



「01 金銭的保証」（「02 役務的保証」）

※ 当初設計書で設計額が500万円以上の案件では基本的に「01 金銭的保証」を選択するものとする。

【補足】

設計額が 100 万円以上 500 万円未満の建設工事（森林整備を含む）の案件では財務規則 143 条第 3 号（※）に該当しない業者が落札した場合、金銭的保証が必要となりますが、本通知は設計積算をするうえで統一した見解を示すものです。

※ 財務規則 143 条第 3 号・・・契約人が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと発注機関の長が認めたとき。

（２）設計積算システム上の取扱い（変更設計書）

ケース 1

変更による増額分が変更前（当初契約額）の請負代金額の 10 分の 3 以下 の場合



当初設計のまま、条件は変更しない

ケース 2

変更による増額分がやむを得ず変更前（当初契約額）
の請負代金額の 10 分の 3 を超える 場合



変更額に応じた契約保証に係わる補正を行う
（「04 金銭的保証」（「05 役務的保証」）を選択する）

【補足】

変更に伴う契約保証金の取扱いについての詳細は、「工事請負契約における契約金額の増額変更に伴う契約保証金の取扱い」に係わる一般管理費等率の補正について」（平成 10 年 1 月 19 日付け 9 監技第 345 号技術管理室長通知）の「1 契約保証に係わる一般管理費等率の補正について」を参考にする。

「04 金銭的保証」（「05 役務的保証」）の条件は当初設計時に使用しても支障ないが、変更があった場合、変更保証対象額（変更工事原価）に対して補正率を乗じてしまうことになるため、混乱を避けるために当初設計時は「01 金銭的保証」「02 役務的保証」「03 補正なし」を使用することとする。

「林業土木事業における契約保証の取扱いについて」（平成 23 年 6 月 3 日付け 23 森政号外主任専門指導員通知）

1 4 設計書区分（一般管理費に係る）

工事発注用の設計書は「実施設計」を、実施設計の災害査定用の設計書は「災害査定設計」を選択する。

【参考】

災害査定用の設計書では、「設計積算要領」第8に基づき、一般管理費等の前払金支出割合による補正、及び契約保証に係る補正は行わない。

「災害査定設計」を選択した場合、「契約保証方法」で「補正なし」を選択しなければ、エラーメッセージが表示される。

1 5 真夏日率（現場管理費に係る）

工事現場の熱中症対策に係る経費として現場管理費率を補正する。

（1）真夏日率

工期内の真夏日を工期で除した割合をいう。

（2）真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（3）工期

工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、工期に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として6日間、7月、8月または9月を含む工事では、夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（4）補正方法

受注者により提出された計測結果の資料をもとに、真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。なお、補正は最終変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」（令和元年7月26日付け元森政第200号森林政策課長通知）

（5）設計積算システム上の取扱い

変更設計書作成時において、真夏日率（％）を入力する。

例）工期 120 日 真夏日 9 日の場合 ： $9 \div 120 = 0.075$

⇒ 0.08（小数点以下3位四捨五入、2位止め） ⇒ 「8」と入力

16 点在工事等区分（共通仮設費・現場管理費・一般管理費に係る）

「施工箇所が点在する工事の積算方法の留意点について」（令和3年11月15日付け3森政第391号森林政策課長通知）による。

17 ICT3次元出来形管理等（共通仮設費・現場管理費に係る）

- （1）「ICT活用工事の実施方針」（長野県林務部）に基づくICT活用工事で、これに係る費用のうち「3次元出来形管理・3次元データ納品」の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率の補正により計上する。

対象は、林野庁が定めるICT活用工事（該当工種）実施要領及び積算要領に基づき3次元出来形管理及び3次元データ納品を実施した内容とする。

- （2）率計上する場合、設計積算システムにおいて「実施」を選択する。

- （3）見積り等により積上げ計上する場合は、設計書総括画面での選択は行わず技術管理費として個別に積上げ計上する。

「ICTを活用した「3次元出来形管理・3次元データ納品」の積算方法について」（令和3年12月3日付け3森政第408号森林政策課長通知）を一部改変

【参考】

出来形管理方法によっては、共通仮設費率及び現場管理費率の補正による計上ができないため、該当する要領等をよく確認すること。

例えば、「森林整備保全事業ICT活用工事（土工）試行実施要領」では、以下の3次元出来形管理の方法が示されている。

- ①空中写真測量（無人航空機）による出来形管理
- ②地上型レーザースキャナーによる出来形管理
- ③トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- ④トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ⑤RTK-GNSSを用いた出来形管理
- ⑥無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ⑦地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ⑧施工履歴データを用いた出来形管理
- ⑨地上写真測量を用いた出来形管理
- ⑩その他の3次元計測技術による出来形管理

しかし、「森林整備保全事業ICT活用工事（土工）試行実施要領」では、経費の計上が適用となるのは上記①②⑥⑦またはこれに準じた「面管理」による出来形計測とし、それ以外の出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるとされている。（⇒トータルステーションやRTK-GNSS等による「断面管理」は、補正の適用外となる。）

5. 3 委託設計書の設計積算システムにおける設定

5. 3. 1 設計書情報入力

1 設計書区分

「委託設計書」を選択する。

2 諸経費体系

「委託」を選択する。

5. 3. 2 設計書総括

1 単価区分（直接費（材料費）に係る）

「実施単価」を選択する。

【参考】

施設災害における災害復旧事業費の範囲は、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費の合計額並びに事務費と規定されており、委託費は対象外である。（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第4条）

このため、委託の設計書作成において、通常は「査定単価」を選択することは無い。

2 地区（直接費（材料費）に係る）

「5. 2. 2 設計書総括」の「2 地区」による。

3 実施設計単価表等の適用日（直接費（材料費・労務費等）に係る）

「5. 2. 2 設計書総括」の「3 実施設計単価表等の適用日」による。

4 施工管理費（X1）（間接費に係る）

一般調査費（X1000）を計上する場合で、出来形及び工程管理、現場写真等に要する費用を計上する場合に選択する。

5 電子成果品（X2：地すべり）（直接費に係る）

解析等調査費（X2000）を計上する場合で、地すべり調査の電子成果品作成費を計上する場合には「その他設計業務」を選択する。

「地質調査業務における電子成果品作成費の細部取扱いについて」（平成30年1月24日付け29森政号外主任専門指導員通知）

6 電子成果品作成（X3）（直接費に係る）

測量業務費（X3000）を計上する場合は、原則「率分計上あり」を選択する。

7 安全費地域区分（X 3）（直接費に係る）

測量業務費（X3000）を計上する場合で、主として現道上で連続的に行われ、かつ、安全対策が必要となる場合で、交通誘導員を配置する場合は、該当する地域区分を選択する。

地域区分の分類は、「委託業務積算要領」による。

8 安全費率（X 3）（直接費に係る）

通常は使用しないため、空欄のままとする。

9 電子成果品作成（X 4）（直接費に係る）

設計業務費（X4000）を計上する場合は、原則「率分計上あり」を選択する。

10 電子成果品作成（X 6）（直接費に係る）

計画作成等業務費（X6000）を計上する場合は、原則「率分計上あり」を選択する。

11 安全費地域区分（X 1）（直接費に係る）

一般調査費（X1000）を計上する場合で、主として現道上で連続的に行われ、かつ、安全対策が必要となる場合で、現場の一般交通に対する交通処理、掲示板、保安柵、保安灯、環境保全のための仮囲い等を設置する場合は、該当する地域区分を選択する。

12 安全費率（X 1）（直接費に係る）

通常は使用しないため、空欄のままとする。

5. 4 山林砂防工

5. 4. 1 適用条件

治山関係事業のうち工事等の実施箇所が次の 1 の各号のいずれかひとつに該当し、かつ、次の 2 の各号のいずれにも該当しない工事等は、山林砂防工を適用するものとする。（以下、当該条件を「山林砂防工の適用条件」という。）

このため、「標準歩掛」に定める「山林砂防工」の標記がある歩掛等を山林砂防工の適用条件に該当しない工事等に適用する場合は、「山林砂防工」を「普通作業員」に替えて適用するものとする。

1 山林砂防工を適用する箇所

- (1) 勾配がおおむね 30%以上の箇所
- (2) 運搬距離がおおむね 100m 以上のケーブルクレーンを架設する箇所
- (3) コンクリート現場練りの箇所
- (4) 山泊を要する箇所
- (5) (1) ～ (4) に準じる箇所

2 山林砂防工を適用しない工事等

- (1) 林道工事と同種とみなされる工事
- (2) 造林作業と同種とみなされる作業
- (3) (1) 及び (2) に準じる工事等

3 山林砂防工を適用しない工事等の主な事例

- (1) 林道工事と同種とみなされる工事
 - ア 管理車道の開設工事
 - イ 保安林管理道整備事業のうちの車道の開設・改良の工事
- (2) 造林作業と同種とみなされる作業
 - ア 山腹工事及びなだれ防止林造成工事以外の工事において行う植栽、客土及び苗木運搬の作業
 - イ 下刈、雪起こし、除伐、本数調整伐、枝落とし、施肥等の保育及び仮植の作業
 - ウ 砂地造林、砂草植栽、埋わら、静砂垣・防風垣等の築設の作業
 - エ 支柱工、人力地拵（伐開、片付）、立木整理の作業
 - オ 管理歩道の開設に係る作業
- (3) (1) 及び (2) ア、イのほか、道路、宅地等の平坦部（着工後に平坦となる床掘部、作業道等を除く。）に近接する工事箇所において、当該平坦部において行う作業及びトラッククレーン又はラフテレーンクレーン（以下、「トラッククレーン等」という。）が使用可能な区域内において行う作業。ただし、トラッククレーン等の

規格は、道路、宅地等に設置可能であり、かつ、設計積算に用いる機種とする。

(4) (1) 及び (2) に準じる工事等

作業場所が平坦である作業であって、次のいずれかに該当する作業とする。

ア コンクリート根固ブロックの製作、運搬及び据付の作業

イ ボーリング工、集水井工、アンカー工、杭打工等の作業ヤード、作業構台等を設ける場合のある工種において作業ヤード、作業構台等を設け、その上で行う場合の作業

ただし、勾配がおおむね 30%以上の箇所において行う鉄筋挿入工その他これに類する工事であって、作業箇所毎の人力による組立て・解体等を伴う作業を行う場合を除く。

ウ 土工機械の解体・組立に関する作業

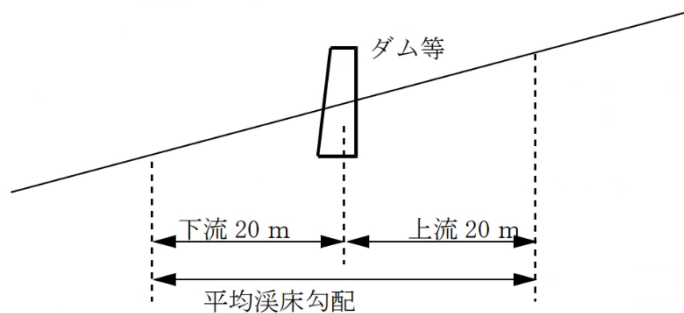
4 標準勾配測定範囲

山林砂防工適用の判断の根拠とする勾配の測定範囲は、別紙「標準勾配測定範囲」を標準とする。

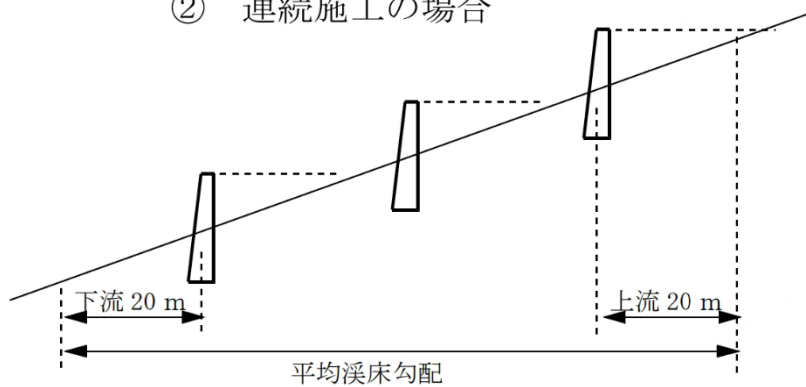
別紙 標準勾配測定範囲

1 溪間工

① 単独施工の場合

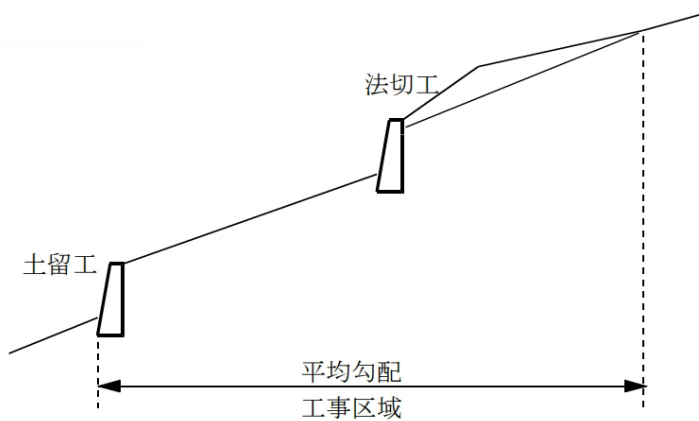


② 連続施工の場合

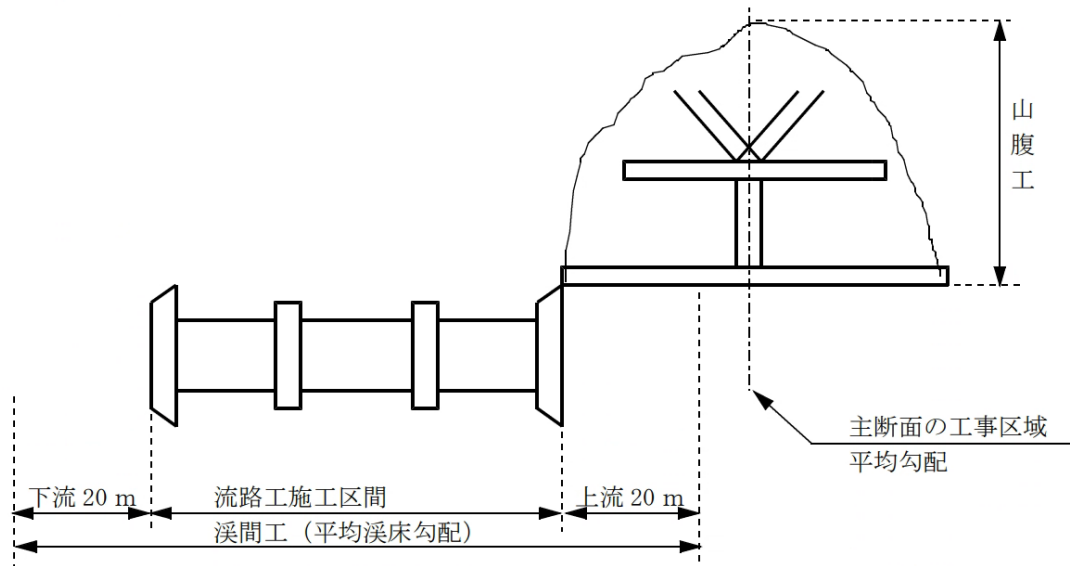


2 山腹工

① 山腹工



② 山腹工+溪間工



5. 6 直接工事費

5. 6. 1 コンクリート工（生コン）

1 コンクリートの種類

（1）治山工事では、原則として生コンを使用する。

ただし、練り混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。

（2）以下の場合には生コンではなく、コンクリート二次製品、鋼製枠等の別の材料、又は現場練りコンクリートを使用することとする。

ア 生コン工場において練り混ぜを開始してから120分以内に現場で打設を完了できない場合。

イ 生コンで施工するより、現場練りコンクリートで施工する方が経済的である場合。

ウ その他の理由により、生コンによる施工が適当でないと認められる場合。

【参考】

生コンを運搬するトラックアジテータの走行時間は、一般道路 30km/h、林道 15km/h で算出する。

2 構造物ごとの生コンの分類

表 6 - 1

「生コン」使用における設計上の構造物分類

令和6年9月13日付け6森政第240号森林政策課長通知

番号	品名・記号	JIS規格	a 無筋構造物	b 鉄筋構造物	c 小型構造物
1	(6.5)(※1) 4.5-2.5-40-BB (W/C=45%以下)	規格品	コンクリート舗装 (C=315kg/m3以上)		
2	18-5-40-BB (W/C=60%以下)	規格品	谷止工、土留工(谷止タイプ)等		谷止工等の間詰
3	18-8-25-BB (W/C=60%以下)	規格品			部材断面の最小寸法が20cm未満の構造物 縁石基礎、舗装止、U型側溝、L型側溝、街渠樹、集水樹等 ブロック積胴込・裏込コンクリート 石積胴込・裏込コンクリート
4	18-8-40-BB (W/C=60%以下) ※コンクリートポンプ車 ブーム打設に適用	規格品	重力式橋台 土留工(谷止タイプを除く)、重力式・半重力式擁壁 もたれ式擁壁(無筋)、U型擁壁、歩道橋基礎(根巻)、大型標識柱の基礎(型枠A>1㎡)、床止・根固ブロック、底張工等		部材の最小寸法が20cm以上の断面の小さい構造物 コンクリートブロック・石積(張)の基礎コンクリート、河川工事の護岸基礎、笠コンクリート、帯コンクリート、防護柵基礎、組立歩道基礎、大型標識柱の基礎(型枠A≤1㎡)、管渠巻立コンクリート、単柱標識基礎、境界杭(基礎)等 コンクリートブロック・石積(張)の基礎コンクリート、河川工事の護岸基礎、笠コンクリート、帯コンクリート、防護柵基礎、組立歩道基礎、大型標識柱の基礎(型枠A≤1㎡)、管渠巻立コンクリート、単柱標識基礎、境界杭(基礎)等
5	18-12-40BB (W/C=60%以下) ※コンクリートポンプ車 配管打設に適用	規格品	谷止工、土留工(谷止タイプ) トンネルインハート(C=240kg/m3)		谷止工等の間詰
6	24-8-25-BB (W/C=55%以下) ※コンクリートポンプ車 ブーム打設に適用	規格品	シート二次巻立コンクリート(※2)	部材の最小寸法25cm未満の鉄筋構造物(※3)	鉄筋構造物で部材断面の最小寸法が20cm未満の構造物
7	24-12-25-BB (W/C=55%以下) ※コンクリートポンプ車 配管打設に適用	規格品		RC擁壁〔逆T擁壁、L型擁壁〕、函渠等	側溝、暗渠、甲蓋、落橋防止等

8	24-8-40-BB (W/C=55%以下)	規格品		部材の最小寸法25cm以上の鉄筋構造物(※2) RC擁壁〔逆T擁壁、L型擁壁、もたれ式擁壁(鉄筋)〕、RC橋台・橋脚〔逆T橋台・橋脚、張出式橋脚、壁式・柱式橋脚〕、踏掛版(※2)、ハ・ラベット、地覆(面壁)、洞門、歩道橋基礎(躯体)、水門、樋門、樋管、機揚、共同溝、地下道、水路、函渠、高橋脚等、深礎杭等	鉄筋構造物で部材断面の最小寸法が20cm以上の構造物 暗渠、法枠等
9	24-8-25-N (W/C=55%以下)	規格品		ラーメン構造物、スラブ橋中埋コンクリート RC床版橋(ホロースラブを含む)、非合成桁床版(※4)	
10	30-8-25-N (W/C=55%以下)	規格品		PC桁(ボステン) 横桁 合成桁床版 PC床版場所打部	
11	30-12-25-H (W/C=55%以下)	規格品		PC桁(プレテン) 場所打コンクリート〔上部構造〕〔早強指定〕	
12	30-18-25-BB (W/C=55%以下)	規格品		水中コンクリート(場所打杭及地中連続壁 C=350kg/m ³ 以上、深礎杭は除く)	
13	30-15-40-BB (W/C=50%以下)	規格品	水中コンクリート (埋め戻しコンクリート C=370kg/m ³)		
14	36-12-25-H (W/C=55%以下)	規格外		PC桁(ボステン) 場所打コンクリート〔支保工方式〕〔早強指定〕	
15	40-12-25-H (W/C=55%以下)	規格品		PC桁(ボステン) 場所打コンクリート〔張出方式〕〔早強指定〕 PC桁(ボステン)主桁コンクリート〔早強指定〕	
16	捨-8-40-BB	規格外	捨てコンクリート (埋め戻しコンクリート)		

(※1) 次の場合スランプ6.5cm程度を標準とする。①アジテータを用いてコンクリートを運搬する場合②鉄筋コンクリート版、踏掛版等の配筋量の多い版を舗設する場合③簡易な舗設機械及び人力で舗設する場合「舗装施工便覧」平成13年12月P115

(※2) 鉄筋構造物の断面検討結果により必要がある場合は、24(または30)-8-〇〇-BB(またはN)を適用する。

(※3) 型枠は小型とする。

(※4) 小型車加算額は4t車を基準にし(「建設物価」等より)、打設現場までの道路状況(車道幅員2.5m以上3.0m未満、全幅3.0m以上3.5m未満)により加算すること。

コンクリートポンプ車打設における生コンのスランプについて」(令和6年9月13日付け6森政第240号森林政策課長通知)

3 鉄筋コンクリートのスランプ

一般的な鉄筋構造物に使用するレディーミクストコンクリートのスランプ値を「12」として積算し発注すること。

「現場打ち鉄筋コンクリート構造物のスランプ値の取扱いについて」（平成30年3月15日付け29森政第451号森林政策課長通知）

4 コンクリート単価

「生コン提供エリア地図」により工事箇所がエリア内となるか確認し、エリア内である場合は、森林土木事業設計単価表の生コン単価を採用する。エリアを外れる場合、工事ごとの生コン使用量（材料総額）に応じて特別調査もしくは見積書による単価設定を行う。

「「生コン提供エリア地図」による生コンクリート設計単価の設定について」（令和5年5月25日付け5森政第115号森林政策課長通知）

5 コンクリート工歩掛の適用

表 6-2

種 別			適用する歩掛、施工パッケージ
治山ダム工 (※1)	無筋構造物	①重力式治山ダム工（谷止、床固）・護岸工等のマッシブな無筋構造物 ②単純な鉄筋を有する半重力式治山ダム工等の構造物 ③コンクリート三面張流路工、帯工	S0305 コンクリート工；ポンプ車打設 S0310 コンクリート工；クレーン車打設 【※施工単価条件で無筋構造物を選択】
	鉄筋構造物	①鉄筋量の多い構造物	S0305 コンクリート工；ポンプ車打設 S0310 コンクリート工；クレーン車打設 【※施工単価条件で鉄筋構造物を選択】
	小型構造物	①コンクリート断面積が 1 m ² 以下で連続している護岸工 ②治山ダムの間詰 (※2) ③コンクリート量が 1 m ³ 以下の点状する構造物	S0310 コンクリート工；クレーン車打設 【※施工単価条件で小型構造物を選択】 SZA501～SZA525 場所打擁壁工 (※3)
治山ダム工以外 (※1)	無筋構造物	①重力式擁壁・土留工等のマッシブな無筋構造物 ②比較的単純な鉄筋を有する半重力式擁壁、土留工等	SZB401 コンクリート 【※施工単価条件で無筋・鉄筋構造物を選択】
	鉄筋構造物	①水路、ボックスカルバート、扶壁式の擁壁・土留工等の鉄筋量の多い構造物	SZA501～SZA525 場所打擁壁工 (※3)
	小型構造物	①コンクリート断面積が 1 m ² 以下で連続している擁壁、土留工、水路工等 ②コンクリート量が 1 m ³ 以下の点状する集水桝、なだれ防止柵基礎等	SZB401 コンクリート 【※施工単価条件で小型構造物を選択】 SZA501～SZA525 場所打擁壁工 (※3)

※1 トラックミキサー車等からシュート類により直打ちする、又は人力運搬車・ケーブルクレーン等により運搬して打設する場合は「SZB401 コンクリート」の人力打設とする。

※2 治山ダムの間詰のうち、治山ダム本体と同時打設するコンクリートは無筋構造物とする。(ただし、型枠工は小型構造物とする。)

※3 施工パッケージの「場所打擁壁工(1)」又は「場所打擁壁工(2)」の適用条件を満たす工種は、当積算方式を使用する。

6 コンクリート打設工法

コンクリート打設工法の選定は、「森林整備事業標準歩掛」の選定フローによるものとする。なお、現場状況等を考慮し、これにより難しい場合は別途選定する。

7 コンクリートポンプ車打設

(1) 標準スランプ

ブーム打設はスランプ「8」を標準設計とし、配管打設はスランプ「12」を標準設計とする。

「コンクリートポンプ車打設における生コンのスランプについて」（令和6年9月13日付け6森政第240号森林政策課長通知）

(2) コンクリート日当り打設量

ア 打設日数は次式による。

打設日数	=	$H/2.0 + H'/2.0 + a + b + c + d$
------	---	----------------------------------

H : 堤底から放水路までの高さ（小数点第1位切上げ整数止め）[m]
H' : 放水路から袖天端までの高さ（小数点第1位切上げ整数止め）[m]
a : 縦ジョイントの数
b : 本体と同時打設しない間詰（有：+1、無：0）
c : 水叩き（有：+1、無：0）
d : カットオフ（有：+1、無：0）

イ 日打設量は次式による。

日打設量	=	総体積（間詰、水叩き、カットオフを含む）／打設日数
------	---	---------------------------

「コンクリート日当り打設量の算出について」（平成17年8月19日付け17森第353号森林保全課長通知）

ウ 土留工、護岸工、水路工、構造上の制約から1リフトあたり2mの打設ができず上記の計算式により難しい治山ダム等は、構造等を踏まえて打設日数を想定する。

エ 1工区で複数の構造物がある場合は、組み合わせを考えて効率よく打設できる打設日数とする。

(3) コンクリート圧送管の積算

ア 「S0305 コンクリート工；ポンプ車打設」

(ア) 圧送距離が 30m 以下の場合

歩掛には 30m ほどの圧送管組立・撤去及び圧送管損料が含まれるため、施工単価条件の「圧送管 30m 超の延長」は空欄とする、又は 0 を入力する。

(イ) 圧送距離が 30m を超える場合

施工単価条件の「圧送管 30m 超の延長」に数量を入力し、かつ、30m を超える延長分の「S0050 圧送管組立・撤去」を仮設費へ計上する。

イ 「SZB401 コンクリート」・「SZA511～SZA525 場所打擁壁工」

施工単価条件の「圧送管延長距離区分」で該当する延長を選択する。なお、この積算単価には選択した区分に応じた圧送管の組立・撤去及び圧送管損料が含まれるため、「S0050 圧送管組立・撤去」や「SB405 圧送管組立・撤去」は計上しない。

8 人力打設

(1) 人力運搬車による現場内運搬は、他に運搬・打設方法がない場合を除き、原則として行わない。

(2) ケーブルクレーンの荷下ろし地点などからコンクリートの運搬が必要な場合は、現場で可能な範囲で最も合理的かつ経済的な方法を選択する。

(3) 現場内運搬の積算は、運搬距離に応じて次のとおりとする。

ア 運搬が不要の場合

「SZB401 コンクリート」の施工単価条件において、「現場内小運搬なし」を選択する。

イ 運搬距離が 15m 以下の場合

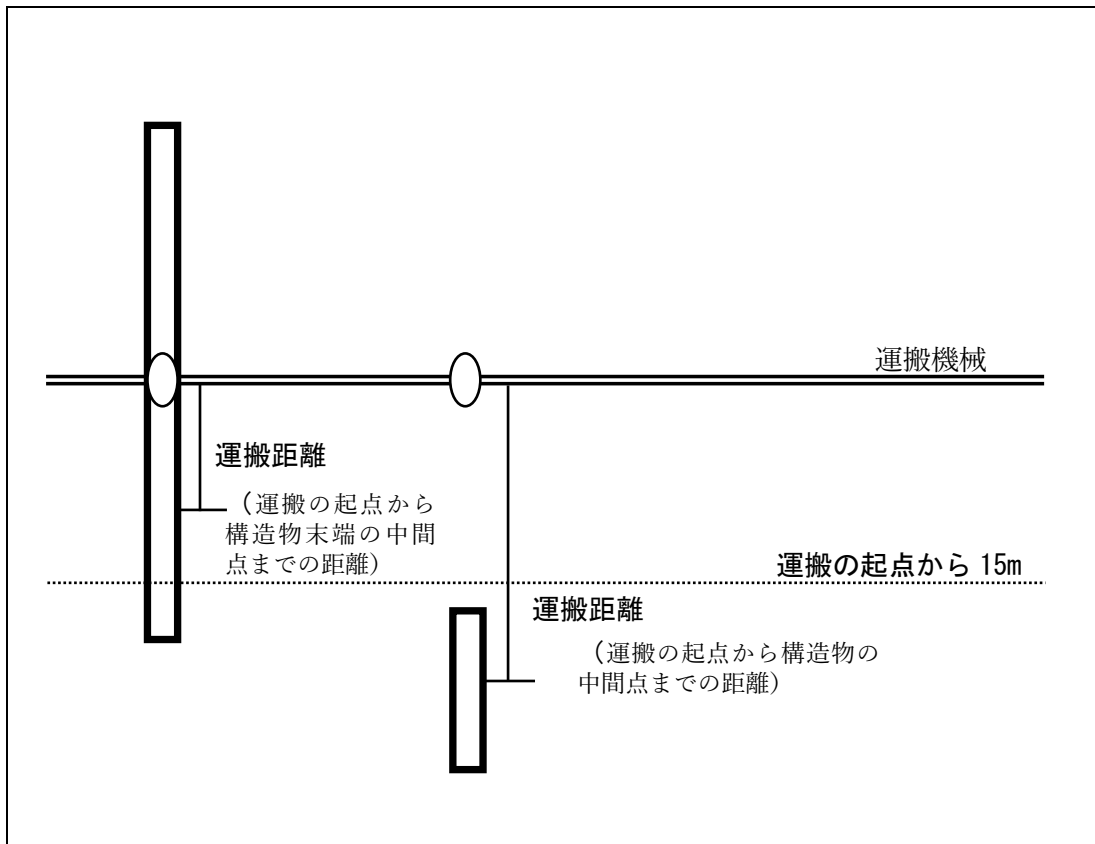
「SZB401 コンクリート」の施工単価条件において、「現場内小運搬あり」を選択する。

ウ 運搬距離が 15m を超える場合

「SZB401 コンクリート」の施工単価条件において、「現場内小運搬なし」を選択し、「S0201 運搬 小車」等を計上する。

(4) 運搬距離は、運搬の起点から構造物の中間点又は構造物末端の中間点までの距離とし、具体的には以下の図のとおりとする。

図 6 - 2



9 コンクリート打継目の処理

(1) 打設面清掃

ア 打設面清掃の歩掛の適用範囲は、平均厚 1 m 程度以上のマッシブなコンクリート構造物を打ち継ぐ場合の打継面のレイタンス除去、水洗い等であるため、「治山ダム工」のみの適用となる。

イ 土留工（コンクリート）等では、この歩掛は適用しない。

ウ コンクリート構造物施工において、打設面清掃は必ず実施する。積算上、治山ダム以外の構造物については、打設・養生内に打設面清掃歩掛が含まれると解釈する。

「土留工（コンクリート）における打設面清掃の考え方について」（平成 15 年 5 月 22 日付け森林保全課治山係長事務連絡）

- ○ 治山ダム本体に係る総体積分の「S0351 打設面清掃」を計上する。（単位は体積であり、打設面の面積ではない）
- 施工パッケージの「SZB401 コンクリート」には打設面清掃の費用が含まれるため、この積算方式を使用する場合は打設面清掃を計上しない。

【参考】

近年、コンクリート打設直後に「コンクリート打継ぎ面処理剤」を散布することでレイタンス処理を不要とする製品があり、受注者からこれを使用したいと協議されることがある。

しかし、林務部は従来のレイタンス処理（高圧水・ワイヤブラシ等）を基本とし、「コンクリート打継ぎ面処理剤」の使用を承認するのは、水の確保が困難である等の現場状況により個別判断することとしている。（平成 29 年度森林土木技術委員会決定事項）

（２）「S0350 打設面処理（チッピング）」

旧コンクリートにコンクリートを打継ぐ場合（嵩上げ、増厚等）で、旧コンクリートの表面を目荒らし（粗面仕上げ）をする場合に適用する。

（３）「SZA785 コンクリートはつり」

老朽化対策のための補修等で、旧コンクリートの劣化した表面を削り取る（取り壊す）場合に適用する。

5. 6. 2 型枠工

1 木製残置式型枠

(1) 適用範囲

ア 重量式コンクリート治山ダム

全土圧型（旧 5 型）・・・背面の放水路天端線より下

（打設割で可能な場合は土圧＋水圧型（旧 4 型）の背面埋戻し線下も実施）

イ 重力式コンクリート土留工

背面全部

ウ その他

コンクリート構造物の背面で土砂埋め戻しを実施される箇所を基本とするが、土石流の影響がなく、型枠が損傷時に取り替え可能な箇所は下流面の実施も差し支えない。

(2) 制限する箇所

ア 安全面・施工管理面において重大な支障が生じるおそれのある箇所・部位

イ 欠落・落下・流下により下流保全対象に被害を与えるおそれのある箇所・部位

ウ 維持管理に重大な支障が生じるおそれのある箇所・部位

「森林土木工事における間伐材を活用した型枠等の使用について」（平成 24 年 8 月 23 日付け 24 森推第 341 号森林づくり推進課長通知）

2 県産材型枠用合板

コンクリートダム及びこれ以外のコンクリート構造物の型枠については、原則として県産材型枠用合板を使用する。

ただし、平成 24 年 8 月 23 日付け 24 森推第 341 号森林づくり推進課長通知により、木製残置式型枠の使用を定めている箇所は、従来どおり残置式型枠を使用する。

「森林土木工事における県産材型枠用合板の使用について」（令和 3 年 2 月 8 日付け 2 森政第 465 号森林政策課長通知）

3 プレキャストコンクリート型枠

県産材の利用促進のため、木製残置式型枠及び県産材型枠用合板の使用が前提であるが、特段の理由からプレキャストのコンクリート二次製品による型枠を使用する場合がある。

この型枠の取り扱い上の留意事項及び型枠に求める要件等は、「林業土木工事における残存型枠の取扱いについて」（平成 31 年 3 月 25 日付け 30 森政第 590 号森林政策課長通知）によるものとする。

4 型枠工歩掛の適用

表 6 - 3

種 別		適用する歩掛、施工パッケージ
木製 残置式 型枠	治山ダムの本体	S0339 丸太残存型枠（治山ダム用）
	土留工及び擁壁工	S0340 丸太残存型枠（土留・擁壁用）
県産材 型枠用 合板	溪間構造物のうち、 谷止工・床固工の本体等	S0337 型枠設置・撤去（治山ダム）；クレーン S0338 型枠設置・撤去（治山ダム）；ケーブルクレーン
	上記以外の無筋構造物	SZB431 型枠（一般型枠） 【※施工単価条件で無筋・鉄筋構造物を選択】
	小型構造物（※1）	SZB431 型枠（一般型枠） 【※施工単価条件で小型構造物を選択】
P C コン クリ ート 型 枠	治山工事の構造物	S0341 残存型枠及び残存化粧型枠

※1 治山ダムの間詰は、コンクリートを治山ダム本体と同時打設する・しないに関わらず、型枠工は小型構造物とする。（ただし、同時打設する場合、コンクリート工は無筋構造物とする。）

5 施工パッケージの「場所打擁壁工」の型枠工

「SZA501～SZA525 場所打擁壁工」には型枠に係る費用が含まれるため、型枠工は計上しない。

なお、含まれるのは一般型枠であるため、残存型枠等を使用する場合は「SZA501～SZA525 場所打擁壁工」を使用しない。

【参考】

令和４年度会計実地検査の受検内容を踏まえ、運用上の検討を行うため積算システムにおける下記施工単価の使用を一時停止する。

- (１) S0331 木製残存型枠工
- (２) S0332 木製残存型枠工土留擁壁

「積算システムにおける施工単価（木製残存型枠工）の使用停止について」（令和４年６月１５日付け
４森政号外主任専門指導員通知）

【参考】

小型特装車並びにケーブルクレーンによる型枠運搬の積算は、「５．６．８ 運搬工」による。

5. 6. 3 足場工

1 足場数量の算出

- (1) ダム工・谷止工・床固工・谷止工形式の土留工（いずれもコンクリート製）

キャットウォークを標準とし、上下流足場工対象面積として計上する。設置数量は次のとおり算出する。（図6-3①参照）

$$L a = A a / 1.8$$

$L a$: 足場の設置延長 [m]

$A a$: 足場工対象面積 [m^2]

なお、足場工対象面積は垂直投影面積とし、基礎地盤より 2.0m 分及びコンクリートを同時打設する充填コンクリート部は控除する。

1.8 : 足場工の上下据付間隔（垂直）[m]

- (2) 護岸工・山腹土留工（いずれもコンクリート製）

各地方で、キャットウォークが常態として架設されていると認められる場合は、キャットウォーク歩掛を適用することとし、設置数量は上記（1）と同様に算出する。（図6-3①参照）

それ以外の場合は、単管、枠組、単管傾斜足場を適用（それぞれの適用区分は「森林整備事業標準歩掛」の工法の選定フローによる）し、設置数量は、垂直高 2.0m 以上の部分の法面垂直面積全部とする。（図6-3②参照）

- (3) ダム工・谷止工・床固工・谷止工形式の土留工（いずれも鋼製枠等の 2 次製品によるもの）

構造物の設置高が大きく、作業員に転落の恐れがある場合、墜落防止足場経費を共通仮設費の安全費に積上げ計上できるものとし、その設置面積は、上下流の法面斜面積の 80%とする。

- (4) 護岸工・山腹土留工（いずれもブロック積・鋼製枠等の 2 次製品によるもの）

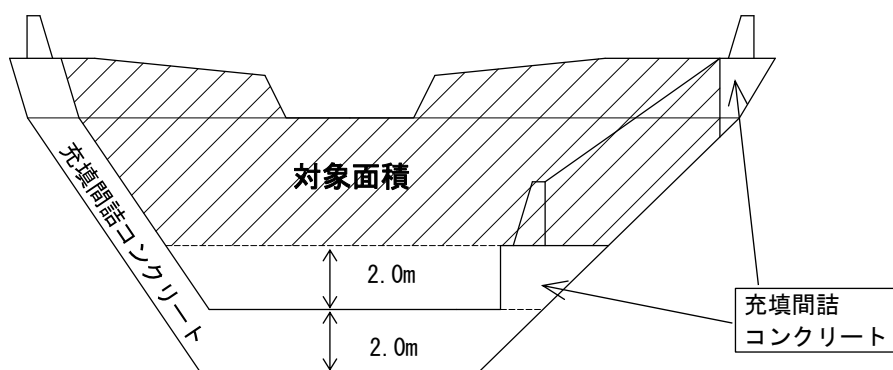
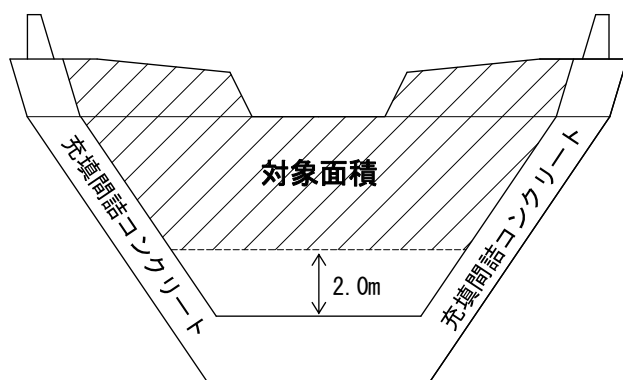
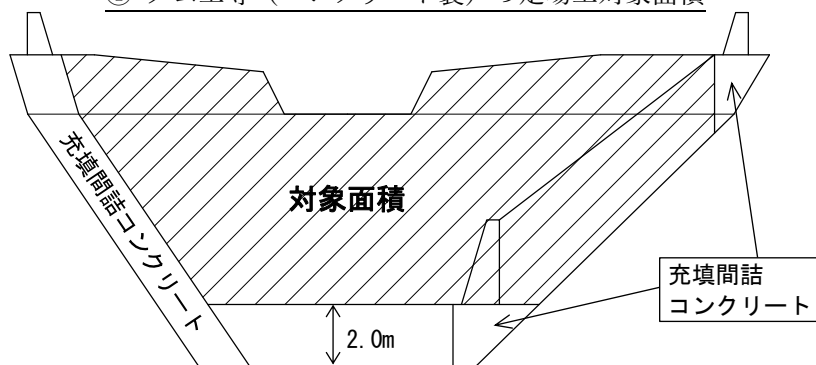
上記（3）と同様、墜落防止足場経費を共通仮設費の安全費に積上げ計上できるものとし、その設置面積は、基礎工を除く垂直高 2.0m 以上の部分の法面斜面積全部とする。（図6-3③参照）

- (5) グラウンドアンカー工及び鉄筋挿入工の足場の設置段数は、標準的な設置段数の設定が困難であるため、現場毎に適切な設置段数を検討する。

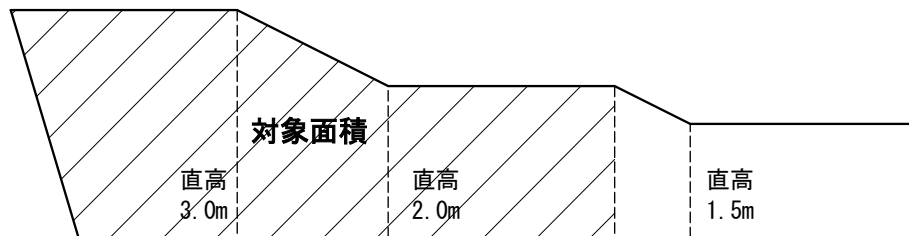
「グラウンドアンカー工及び鉄筋挿入工の足場の設計について」（平成 31 年 3 月 25 日付け 30 森政第 576 号森林政策課長通知）

図 6 - 3

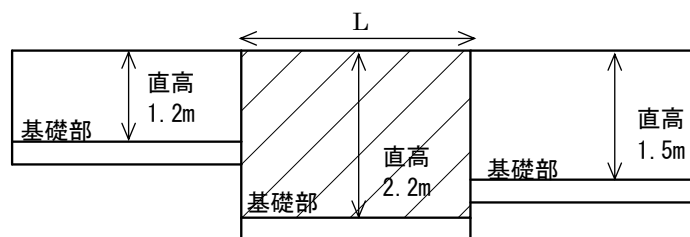
① ダム工等（コンクリート製）の足場工対象面積



② 護岸工・山腹土留工（コンクリート製）の足場工対象面積



③ 護岸工・山腹土留工（二次製品）の足場工対象面積



足場工面積=斜線部分の法長×L

2 足場工歩掛の適用

表 6－4

種 別	適用する歩掛、施工パッケージ
ダム工・谷止工・床固工・谷止工形式の土留工（コンクリート製）	S0913 足場工（キャットウォーク）
護岸工・山腹土留工（コンクリート製） （キャットウォークを使用する場合）	
護岸工・山腹土留工（コンクリート製） （上記以外の場合）	SB685 足場工
ダム工・谷止工・床固工・谷止工形式の土留工（鋼製枠等の２次製品によるもの）	S0912 墜落防止足場 【※安全費に積上げ計上する】
護岸工・山腹土留工（ブロック積・鋼製枠等の２次製品によるもの）	
プレキャストコンクリートの２次製品の型枠を使用する場合	SC539 足場工（キャットウォーク）[残存型枠]
鉄筋挿入工（自穿孔）で命綱を用いたロープ足場にかえて仮設足場を使用する場合	S1212 足場工（鉄筋挿入工） 【※S1209の子施工】
鉄筋挿入工で市場単価を適用する場合	SF709 鉄筋挿入工（ロックボルト）仮設足場の設置・撤去
アンカー工（ロータリーパーカッション式）	SZA757 足場（アンカー）
集排水ボーリング等（集水井工、ずい道工等）（ロータリー式）	S0630 小口径ボーリングマシン据付 S0635 小口径ボーリング機械足場損料
集排水ボーリング工（ロータリーパーカッション式）	SZC943 足場（地表）
集排水ボーリング孔洗浄工	SC883 集水井内足場設置・撤去

3 施工パッケージの「場所打擁壁工」の足場工

「SZA502～SZA525 場所打擁壁工」には足場に係る費用が含まれるため、足場工は計上しない。

また、足場の形式（キャットウォーク、枠組足場等）によらず適用できる。

5. 6. 4 土工

【参考】

1 山地治山土工

一般的な土木工事と比べて治山工事は制約が多く、作業能率が低くなることから、一般土工よりも日当り作業量の少ない山地治山土工歩掛が設定されている。

2 一般土工

山地治山土工以外の土工のこと。山地治山土工と便宜的に区別するための用語であり、土木業界で一般的に使われている用語ではない。

3 作業土工

土工のうち、構造物の築造に伴う床掘、掘削面整形、埋戻し等のこと。作業土工自体は工事の目的物とはならない。

1 土工の区分

- (1) 土工は機械施工を原則とするが、現場の諸条件、工事規模等からやむを得ない場合は人力施工とする。
- (2) 山林砂防工を適用する場合は、山地治山土工（A）を適用する。
普通作業員を適用する場合は、山地治山土工（B）を適用する。
- (3) 下記の工事は山地治山土工を適用せず、一般土工とする。
 - ア 作業用車道（工事用道路、作業道等）
ただし、本工事区域内における道路を除く。（山腹工施工地内の作業道等）
 - イ 保安林管理道
 - ウ 附帯施設に係る土工、工事区域外の残土処理
ただし、附帯施設のうち本工事と一体となったものを除く。
 - エ 仮設工（平坦地、道路等に設置する防護柵に係る土工等）

2 土工歩掛の適用

- (1) 岩盤掘削面整形等
 - ア 岩盤掘削面整形
岩盤に節理、亀裂等が発達し、機械により基礎面まで掘削することが困難な場合に適用し、ピックハンマ等を用いた人力作業を標準とする。掘削及び清掃作業は含んでいない。

イ 岩盤清掃

コンクリート等の構造物と岩盤とを密着させることが必要な場合に適用し、高圧洗浄機を用いた作業を標準とする。

「掘削面整形歩掛及び岩盤清掃歩掛の適用について」(平成9年12月1日付け治山課治山係長事務連絡)

- ○ 岩質が軟岩の場合、機械掘削のみで基礎面まで仕上げるのが困難であるため、「S0135 岩盤掘削面整形」を計上することを標準とする。
- 岩粉等を除いてコンクリートを岩着させる場合は、「S0138 岩盤清掃」を計上することを標準とする。

(2) 小規模土工

施工パッケージの土工は、山地治山土工には適用できない工種が多いが、「現場制約有り」の場合のほか、1箇所当りの施工土量が少ない「小規模土工」の場合は、施工パッケージを適用できる工種がある。

この「1箇所当りの施工土量」は、掘削、二段バネ、埋戻し等の同じ土砂に対する各作業の土量を合計したものではなく、掘削等を行う土量を指す。

(3) 人力土工

ア 「SZA101 掘削」

人力施工の場合は、施工単価条件において「現場制約有り」を選択する。なお、この積算単価には掘削面（法面）整形作業に係る費用は含まれない。

また、人力による片切部分等の切崩し作業に適用するものであり、人力のり切工には適用しない。

イ 「S0500 法切」

崩壊斜面等において、人力によるのり切作業に適用する。法面整形作業は含まれない。

3 除根量の控除

土工（掘削盛土等）の範囲において除根に係る費用を計上した場合、数量が重複しないよう土工量から除根相当量分を控除する。（土工と除根に係る数量に重複がなければ控除不要）

「土工における土量及び除根量の設計数量について」(令和4年12月2日付け4森政号外森林政策課長通知)

5. 6. 5 法面工

1 吹付砕工（現場吹付法砕工）

（1）砕の仕上げ

吹付け後の表面仕上げは、型砕外に極端に出た材料を除去する程度にどどめ、コテ仕上げは原則として計上しないこと。

現場条件から景観を向上させるために表面コテ仕上げを必要とする場合は、必要性を明確にした上で計上すること。

「法砕工における積算上の取り扱いについて」（平成 21 年 7 月 23 日付け 21 森政第 147 号森林政策課長通知）

→ ○ 市場単価を適用する場合

原則として「SF335 表面コテ仕上げ」は計上しない。

○ 標準歩掛を適用する場合（山林砂防工を適用する場合）

原則として「S0801 吹付砕工（現場吹付法砕工）」の施工単価条件において、「砕仕上げしない」を選択する。

（2）砕内の排水

ア 中詰工がモルタルの場合、経済的であることから原則パイプ方式とする。ただし、次の場合は、現地条件を十分に検討し、設計書等に採用理由を整理した上で、水切り方式を採用することができる。

- ・ 周辺森林から枯葉等が大量に舞い込み、水抜きパイプを閉塞させ、法砕本体の劣化の可能性が高い場合
- ・ 経済比較し、パイプ方式より水切り方式の方が経済的な場合（砕高 150mm 等）
- ・ その他、対外的に説明が付く場合

イ 中詰め工が植生基材吹付の場合、雨水等が砕内に滞留し砕内の植生が枯死したり、横砕が劣化したりする可能性があるため、原則水切り方式とする。ただし次の場合は、現地条件を十分に検討し、設計書等に採用理由を整理した上で、ほかの方式を採用することができる。

- ・ 地山の透水性が高く、排水処理が不要な場合
- ・ その他、対外的に説明が付く場合

「現場吹付法砕工の砕内排水について」（平成 30 年 8 月 6 日付け 30 森政第 225 号森林政策課長通知）

→ ○ パイプ方式

- ・ 市場単価を適用する場合
「SF323 吹付砕工（市場単価）」に水抜きに係る費用が含まれる。
- ・ 標準歩掛を適用する場合
「S0808 枠内吹付工（現場吹付法砕工）」の施工単価条件において、「水抜き必要」を選択する。

○ 水切り方式

- ・ 市場単価を適用する場合
「SF323 吹付砕工（市場単価）」に加えて、「SF331 水切りモルタル・コンクリート加算額」を計上する。
- ・ 標準歩掛を適用する場合
 - ① 「S0808 枠内吹付工（現場吹付法砕工）」の施工単価条件において、「水抜き不要」を選択する。
 - ② ①に加えて、もう一行の「S0808 枠内吹付工（現場吹付法砕工）」を追加し、施工単価条件の材料種別は「モルタル」又は「コンクリート」を、吹付厚は「5cm」を選択し、特殊施工単価に変換する。
 - ③ ②の特殊施工単価を「100m² 当り」から「5m³ 当り」に変更し、必要な水切りモルタル等の数量分を計上する。

（3）市場単価の枠内吹付

「SF295 法面工 モルタル吹付工」、「SF299 法面工 コンクリート吹付工」、「SF303 法面工 機械播種施工による植生工」の施工単価条件において、「法枠内吹付あり」を選択する。

「法枠内吹付あり」を選択すると、法面清掃、ラス金網設置に係る費用が控除される。（「SF323 吹付砕工（市場単価）」に法面清掃、ラス金網設置に係る費用が含まれるため、「法枠内吹付なし」と選択すると二重計上となってしまう。）

2 植生工・緑化工

（1）法面整形

ア 「S0543 階段間法面仕上げ」

山腹工において階段状に構造物（筋工等）を設置した場合の、当該構造物間の斜面を人力により仕上げる場合に適用する。

イ 「S0545 斜面整地」

斜面凹凸部分や溝等の均し作業を行う場合に適用する。

【参考】

「S0110 切土法面整形 機械」及び「S0121 切土法面整形 人力」は、掘削により造成された法面において、構造物の品質、円滑な施工性及び設計断面を確保する目的で行われる作業である。

(2) 市場単価の植生工

- ア 「SF316 法面工 人力施工による植生工」において対応している資材は、物価資料（建設物価、積算資料）に掲載されている「植生マット」「植生シート」の製品と同等品とする。
- イ 「植生シート（環境品）」の市場単価は、上記アの「植生シート」の規格に合致し、かつ自然分解素材（生分解性プラスチック、生分解性ジュートネット、ワラ、加工紙等）を使用し、植生後に主構成材料が残置しない植生シートの場合に適用する。
- ウ メーカーによってはカタログ類、ホームページに「市場単価適用製品」と明示しているので、参考にすること。
- エ 上記ア、イ、ウに該当しない資材を採用する場合には、「S0588 伏工（植生ネット）」、「S0590 伏工（種子付むしろ）」、若しくは見積歩掛により積算する。

5. 6. 6 集排水ボーリング工

1 機種選定

集排水ボーリング及びアンカー工等の削孔に用いるボーリングマシンは、原則としてロータリーパーカッション式を採用する。

「集排水ボーリング等の削孔に用いる機種選定について」（平成 11 年 10 月 29 日付け 11 森第 488 号森林政策課長通知）

2 チェックボーリングの取扱い

（１）実施基準

ア ボーリング暗渠工 1 群に対し、2 箇所以上で採取する。ただし、小規模な地すべりで主測線上のボーリング暗渠工、または横断的に複数の調査ボーリングを実施済で、すべり面（基岩）深度等を推定できる場合はこの限りではない。

イ チェックボーリングの位置及び本数については設計者が決めて発注するが、工事契約後に受注者と協議のうえ変更することができるものとする。また、特記仕様書等に「チェックボーリングの位置及び本数は受発注者協議のうえ決定し、費用についても変更協議の対象とする」旨を明記すること。

（２）積算上の留意事項

ア チェックボーリングについては直接工事費内の「地下水排除工ーボーリング暗渠工」の配下に積上げることとし、本設分の「SZC931 ボーリング」と同様の工法を採用する。また、本設分の「SZC931 ボーリング」については、チェックボーリングで計上した延長を減じること。

イ チェックボーリングである旨を設計書の規格欄等に明示すること。

ウ 「SZC931 ボーリング」における積算単価は、ノンコアを前提としており、オールコアリングによる場合は補正を行わなければならないため、「全国標準積算資料 土質調査・地質調査」（一般社団法人全国地質調査業協会連合会）に記載の「オールコアリングを行う場合の割増」に準じて補正を行う。

エ 補正は「人件費」「材料費」「動力費」「機械等損料」であるため、単価全体に対し補正を行うこと。

オ 地層区分の「砂礫」を適用する場合は、礫径及び礫含有率を十分精査のうえ適用の可否を決定すること。また、岩盤ボーリングについては補正を行わないこと。

カ コアの保存が必要な場合は別途「T5079 標本箱」等を必要数量計上する。また、保管場所及び期間等については受注者と協議のうえ決定すること。

「林業土木工事における地すべり防止対策工事のチェックボーリングの取扱いについて」（平成 25 年 3 月 26 日付け 24 森政第 396 号森林政策課長通知）を一部改変

【参考】

1 オールコアリングを行う場合の割増

表 6－5 補正の割合（目安）

地層区分	粘性土	砂質土	砂礫	玉石混じり礫	固結シルト、粘土
補正割合	1. 2	1. 3	2. 5	適宜精算	1. 2

※ 出典：「全国標準積算資料 土質調査・地質調査」（（一社）全国地質調査業協会連合会）

2 積算方法

（１）特殊施工単価「Vxxxx チェックボーリング」を作成する。単位及び数量は１ｍとする。

（２）配下に「SZA931 ボーリング」を計上する。数量は１ｍに表 6－5 の補正割合を乗じた数量とする。

（※ 別の方法として、「SZA931 ボーリング」の数量を１ｍとし、その下行に「+00」を挿入して補正する方法もある。この場合、「名称」は「補正割増 ×2.5」等とし、「割増子」は「×」を選択し、「補正係数」は表 6－5 の補正割合を入力する。）

5. 6. 7 堰名板

1 施工後の維持管理、所管明確化等の観点から、必要に応じて構造物ごと設置する。

2 堰名板の種類

(1) アルミ製

- ・ 40×60 cm 厚 1 mm 「T7245」
- ・ 30×40 cm 厚 1 mm 「T7246」

(2) 銅製

- ・ 60×36.5 cm 厚 1.5 mm 「T7640」
- ・ 90×60 cm 厚 2 mm 「T7641」

【参考】工種ごとの設置状況

(下記は平成 25 年度長野県林業土木技術委員会での聞き取り結果であり、適用基準を示しているものではない。)

- 1 銅製 : コンクリート谷止工・床固工等
- 2 アルミ製 : 鋼製自在枠、土留構造物、県単治山事業で施工した構造物、ボーリング暗渠工（保孔管保護のふとんかご）等
- 3 (木製) : 平成 10 年代に施工された構造物に設置されている事例が多い。設置後、短期間で老朽化し、文字等が識別できなくなる例が多い。

5. 6. 8 運搬工

1 共通事項

- (1) 器材（足場材、支保材、型枠材等（残置式型枠は除く））、仮設材（H形鋼、敷鉄板等）の運搬に係る費用は、共通仮設費の運搬費に計上する。
残置式型枠は直接工事費に計上する。
- (2) 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物の運搬費は、共通仮設費の準備費に計上する。
チェーンソー等による伐採に伴い発生する建設副産物の運搬費は、直接工事費に計上する。
- (3) 運搬量は設計量とし、補正係数は考慮しない。
- (4) 荷姿、現場条件等により、「2 各運搬方法による標準運搬量」に示す運搬量による運搬が困難な場合は、現場説明書等に1回当り運搬量を明示すること。

2 各運搬方法による標準運搬量

- (1) モノレール、小型不整地運搬車・不整地運搬車による運搬
「標準歩掛」に記載されている1サイクル当りの運搬量を参考の上、モノレール、運搬車の積載量、資材の荷姿等を考慮し、運搬量を適宜決定するものとする。

- (2) ケーブルクレーンによる運搬

ア 治山ダム工

(ア) バケット容量は、 0.8 m^3 を標準とする。

(イ) コンクリートを用いる場合、次式で示す日当り平均打設量が、表6-6の日当り運搬量（バケット 0.8 m^3 ）以下であるかどうかを確認すること。

日当り打設量が表6-6の日当り運搬量（バケット 0.8 m^3 ）を超える場合は、工種、運搬方法等について再検討すること。

a 通常の構造・規模の場合

$$\text{日当り平均打設量} = \frac{\text{堤体コンクリート体積（カットオフを除く）}}{\frac{\text{堤体有効高}}{1 \text{ リフトの高さ}(\times 1)} + \text{堤体袖部打設回数}(\times 2)}$$

※1 高さは2.0mを標準とする。

※2 回数は2回を標準とする。

b 上式により難しい場合（鉛直目地が入る、特殊な構造の場合）

$$\text{日当り平均打設量} = \frac{\text{堤体コンクリート体積（カットオフを除く）}}{\text{打設回数}}$$

表 6－6 距離及びバケット毎の日当たり運搬量（目安）

運搬距離		50m 以下	100m 以下	150m 以下	200m 以下	250m 以下	300m 以下	350m 以下	400m 以下	450m 以下	500m 以下
日当たり 運搬量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	0.8 m^3 バケット	41	38	34	32	31	28	26	24	23	21
	0.5 m^3 バケット	26	24	21	20	19	18	16	15	14	13

イ 山腹工

（ア）バケット容量は、0.5 m^3 を標準とする。

山腹工事には多くの工種が含まれており、地形状況による施工の難易度や工事規模等が複雑に影響し合っているため、一現場に共通したケーブルクレーンの規模を設定することが困難であるが、0.5 m^3 を標準とする。

（イ）コンクリート構造物を含む場合、日当たり打設量が表 6－6 の日当たり運搬量（0.5 m^3 バケット）を超える場合は、0.8 m^3 バケットの採用を検討することができる。

ウ 資材の1回当り標準運搬量

表6-7

資 材 名	運搬量/回	モッコ区分	備 考
コンクリート	0.5 m ³ 0.8 m ³	A	
ヒューム管	2 本	A	
コンクリートブロック	1 m ²	A	
PNC板	6 m ²	A	
セメント	10 袋	A	
粗朶	180 束	B	一式
柵工 (編)	10 m	B	一式 堆肥は含まない
〃 (グリーンステップ、ネトン等)	20 m	B	一式 〃
むしろ伏工	200 m ²	B	一式
植生袋	200 袋	A	中詰土を含む
〃	500 m	B	〃 含まず
芝	5 m ²	B	
コルゲート管水路	20 m	B	杭木含む、礫等含まず
鉄線かご	30 m	A	
かや株	10 束	B	1 m縄を1束とする
植栽工	1,000 本	B	一式
金網張伏工、繊維ネット張伏工	150 m ²	B	アンカー等を含む
型枠	10 m ²	A	
製材	0.4 m ³	A	
素材	0.3 m ³	A	
杭木	30 本	A	
土砂	0.4 m ³	A	
玉石	0.4 m ³	A	
骨材	0.4 m ³	A	
植生土のう	100 枚	B	2次製品のみ
〃	20 袋	A	中詰土を含む
肥料袋	20 袋	A	
丸太積	2 m ² (m)	A	一式

※ モッコAとは、土砂、玉石、セメント、積ブロック、鋼材、木材等で比重の大きいもの

※ モッコBとは、切芝、萱株、そだ等で比重の小さいもの

(4) 苗木運搬

「S0710 苗木運搬（貨物自動車）」

森林土木事業設計単価表（長野県林務部）で設定されている苗木（種苗に限る）の単価は、生産者庭先渡し価格であるため、この苗木を使用する場合は「S0710 苗木運搬（貨物自動車）」を計上する。

なお、施工単価条件における「片道運搬距離」は、苗木生産地所在市町村役場（支所含む）から荷卸場までの距離とする。

(5) 現場発生品・支給品運搬

「SZA081 現場発生品・支給品運搬」

構造物等撤去に伴う現場発生材、防護柵、コンクリート二次製品、鋼材等の現場発生品又は支給品が対象であり、木くず等の運搬には適用しない。

5. 6. 9 仮設工

1 任意仮設と指定仮設

指定仮設とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書のとおり施工を行わなければならない仮設物である。

任意仮設とは、工事目的物を施工するにあたり、請負者の責任において自由に施工を行う仮設物である。

本来、仮設工は工事目的物ではないため、特別な定めがある場合（指定仮設）を除いて、施工者の知識と経験に基づき、自己の責任において施工方法等を選択するのが原則である。（所謂、受注者の自主施工の原則）

なお、任意仮設については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。ただし、当初積算時の想定と現地条件が異なる場合は変更の対象となる。

表 6－8 指定仮設と任意仮設の基本的な考え方

	指定仮設	任意仮設
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的に指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意 （施工計画書等の修正、提出は必要）
施行方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

【参考】国土交通省の指定仮設基準

工事中の公衆災害防止及び施工に伴う重大な労働災害の防止について特に留意する必要がある「仮設物」は、「指定仮設」という。この指定仮設の対象は、「公共工事の発注における工事安全対策要綱」に、以下に示すイ～ホのものがある。

- イ．河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
- ロ．仮設構造物を一般交通に供する場合
- ハ．特許工法又は特殊工法を採用する場合
- ニ．関係官公署等との協議等により制約条件のある場合
- ホ．その他、第三者に特に配慮する必要がある場合

なお、上記以外でも「他工事等に使用するため、工事完成後も存置させる必要のある仮設」が対象となる。

表 6-9

項 目	S コード	原則 指定	原則 任意	備 考
足場工	SB685		○	
足場工（キャットウォーク）	S0913 SC539		○	
墜落防止足場	S0912		○	安全費に積上げ計上
足場工（鉄筋挿入工）	S1212 SF709		○	
モノレール架設・撤去	S0035	○		レール延長等は任意
ケーブルクレーン架設・撤去等	S0041 他	○		支間長、吊上能力等は 任意
索道下安全施設	S0058		○	
土のう締切	S0051		○	
ポンプ運転（締切排水工）	SB705		○	
ポンプ据付・撤去（締切排水工）	SB709		○	
水替工（小口径）ポンプ据付撤 去含	S3091		○	
仮設水廻しパイプ布設撤去 （φ600～1,000）	S0053		○	現場説明書に対象流量 を記載
廻排水（ポリエチレン管） （φ200～500）	S0054		○	現場説明書に対象流量 を記載
廻排水（ポリエチレン管支柱 付）（φ200～500）	S0055		○	現場説明書に対象流量 を記載
大型土のう製作・据付	SB746	○		
大型土のう撤去	SB747	○		
敷鉄板敷設・撤去工	S0059	○		
防護柵	S0057		○	
切土（発破）防護柵設置・撤去	SB749	○		
仮設用モルタル吹付工	S1207	○		
圧送管組立・撤去	S0050		○	
工事用道路、資材運搬路		△	△	下記5による。

※ 上表の「指定指定」「任意任意」は参考であり、現場毎に判断すること。

※ 設計図書として、指定仮設は「仮設図」を、任意仮設は「参考図」を明示すること。

2 水替工

(1) 歩掛の適用

表 6－10

種 別	適用する歩掛	備 考
揚程 10m 以下、かつ、排水量が 30 m ³ /h 未満の排水	S3091 水替工（小口径） ポンプ据付撤去含	1 締切現場当りポンプ 1 台
上記以外で、全揚程 15m 以下の 排水	SB709 ポンプ据付・撤去 ＋ SB705 ポンプ運転	1 締切現場当りポンプ 1～5 台

「SB709 ポンプ据付・撤去」は、1 箇所当りの標準台数を 1～5 台としている。
積算は、使用台数が 1 台であっても 1 箇所として計上する。

「水替工のポンプ台数について」（令和 2 年 3 月 2 日付け元森政号外主任専門指導員通知）

(2) ポンプ機種

ポンプの機種、規格は想定される排水量を勘案した上で決定する。

排水量は、排水を要する区域の面積（主として堤底面積（余掘含む））×0.3m を
標準として計算する。

(3) 標準水替日数

治山ダム工においては、機械床掘日数（1 日）、型枠組立（1 日）、コンクリート
打設（1 日）の計 3 日を標準とする。

ただし、突発的な湧水処理等これにより難しい場合は別途積上げにより積算し、日
数の 1 日未満は切捨てとする。

(4) 排水方法

作業時排水（※ 1）を標準とする。

ただし、次の場合は常時排水（※ 2）とする。

ア 水没によって構造物の機能が害される場合、又は作業に支障を及ぼす場合。

イ 土質が軟弱などのため冠水により作業が不能とある場合。

※ 1 作業時排水とは、作業前（1～3 時間）から排水し始めて、作業終了後は
排水を中止する方法をいう。

なお、作業時排水にはコンクリート打設前後の型枠組立、養生などのため
の一時的に昼夜排水するものを含む。

※ 2 常時排水とは、昼夜連続的に排水する方法をいう。

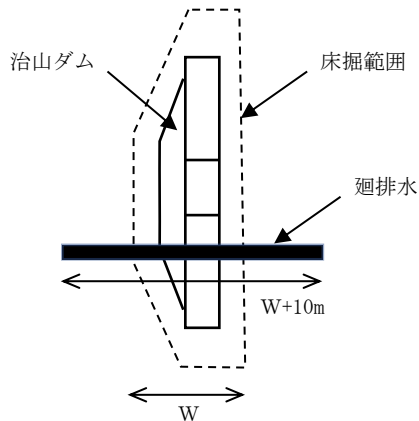
3 廻排水

(1) 歩掛の適用

ア 床掘幅（余掘含む）+10m（小数点以下切捨て）で敷設可能な箇所

→ 「S0055 廻排水（ポリエチレン管支柱付き）」

図 6-4



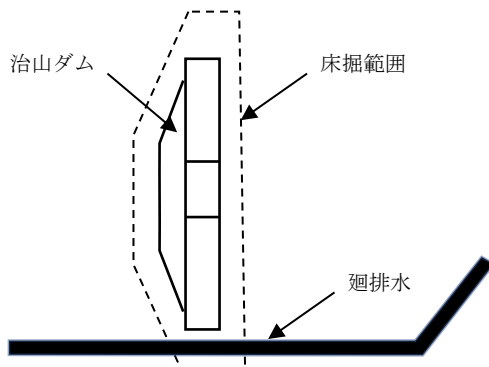
※ 廻排水の高さは、治山ダム袖天端より低い位置になることが多く、コンクリート本体の水抜き設置完了後に廻排水を撤去し、その後は水抜きから排水する。

イ 上記敷設が困難な箇所

→ 「S0054 廻排水（ポリエチレン管）φ 200～500」

「S0053 廻排水（ポリエチレン管）φ 600～1,000」

図 6-5



※ 治山ダムの施工中に、水抜きから排水することが困難な場合に採用し、コンクリート本体工事が完了まで廻排水を残置させる。

廻排水の高さは、治山ダム袖部天端より高い位置になり、一般的に地面に這わして設置するため、支柱は不要となる。設置延長が長くなるため、上記アよりも高価となる。

(2) 廻排水の規模

10 年確率雨量を用いて算出された最大洪水流量を流せる規模とする。

計算に用いる因子の f （流出係数）、 A （流域面積）等は放水路断面の決定に用いた条件を使用すること。

なお、流量は施工時期や過去の実績等を勘案し、補正することができる。

4 土のう締切

(1) 歩掛の適用

ア 流水断面が小さい場合

→ 「S0051 土のう締切」

イ 流水断面が大きい場合

→ 「SB746 大型土のう製作・据付」

(2) 締切の規模

定めた最大降水流量を確実に締切できる規模

5 工事用道路、資材運搬路

(1) 歩掛の適用

土工の区分は、山地治山土工ではなく、一般土工とする。

ただし、本工事区域内における道路を除く。(山腹工施工地内の作業道等)

(2) 指定仮設・任意仮設の考え方

ア 指定仮設

(ア) 地権者等から事前に開設予定地周辺部の土地使用承諾は得ているが、通過場所や切盛等について制約条件を付された場合（任意仮設の条件明示により対応が可能な場合を除く）

(イ) 市町村や地元等に移管等が想定される場合

(ウ) 擁壁や土留工等の道路構造物の設置がある場合

(エ) 上記以外の理由で指定仮設にすることが望ましい場合

イ 任意仮設

(ア) 地権者等から事前に開設予定地周辺部の土地使用承諾を得ており、かつ制約条件を付されなかった場合及び条件を付された場合でも条件明示により対応が可能な場合

(イ) 上記以外の理由で任意仮設にすることが望ましい場合

(3) 規格・規模

ア 指定仮設

2級林道相当を基本とする。

イ 任意仮設

必要最低限度の規模・規格とする。

設計図書の参考図には延長、標準断面、敷砂利等の見積りに必要な事項は記載すること。

6 敷鉄板

(1) 歩掛の適用

「S0059 敷鉄板敷設・撤去工」

積算システムに登録されていない規格を採用する場合は、当該規格の敷鉄板が施工地周辺で流通しているかどうかを事前に確認の上、特殊施工単価により計上する。

表 6－1 1 一般的な敷鉄板の規格

厚さ (t)	寸法	重量	損料の 単価表掲載の有無
22mm	3×6 尺 (914mm×1,829mm)	289kg/枚	無 (物価資料に有)
	4×8 尺 (1,219mm×2,438mm)	513kg/枚	無 (物価資料に有)
	5×10 尺 (1,524mm×3,048mm)	802kg/枚	有
	5×20 尺 (1,524mm×6,096mm)	1,604kg/枚	有

(2) 積算上の留意事項

ア 「S0059 敷鉄板敷設・撤去工」には、敷設面積に応じた整備費が自動で計上されるようになっているため、別途計上は不要である。

イ 敷鉄板の運搬費については、「5. 7. 1 運搬費」による。

7 大型土のう

(1) 歩掛の適用

「SB746 大型土のう製作・据付」

「SB747 大型土のう撤去」

(2) 種別と適用範囲

表 6－1 2

土のうタイプ	想定されるケース
普通タイプ	単年度施工の現場で施工が短期間 (6 ヶ月未満程度)
耐候性 1 年	単年度施工の現場で施工が長期間 (6 ヶ月以上程度)
耐候性 3 年	多年度施工の現場で一定期間、土のうの設置が必要

※ 上記は参考であり、使い分けを厳密に指定するものではない。

※ 躯体として使用する場合等、「「耐候性大型土のう積層工法」設計・施行マニュアル」((一財) 土木研究センター) に基づいた仮設構造物を設置する場合は、上表によらず耐候性を使用する。

※ 普通タイプは耐荷重が 1t/袋であるため、中詰できる土砂は約 0.6m³ 以下となる。

8 モノレール

(1) 歩掛の適用

「S0035 モノレール架設。撤去」

(2) 積算上の留意事項

- ア モノレールの設置は、原則指定仮設とする。
- イ 施工単価条件の「路線選定」は、必要に応じて計上する。
- ウ レール延長は、実際に架設する延長（斜距離）とする。
- エ 勾配による補正は、高低差／総延長により算出することを標準とするが、凹凸が多い場所や、急勾配が明らかに限定的な場合は、分割して勾配補正を求めることとする。勾配補正が分割される場合は、その内容が分かるように設計図書の図面等に明示する。
- オ 施工地が飛び地になっている場合等は、レール分岐ポイントを活用し、経済的な設置を検討すること。
- カ 乗用台車の適用に当たっては、通勤補正・山林砂防工の適用等について総合的に検討すること。

【参考】

- 1 乗用のモノレールについては、以下のいずれかに該当する場合に設置できるものとする。
 - (1) 施工地の中心地まで、徒歩による移動において、15分以上を要する現場。
なお、施工地の中心地とは、施工地最下部から最上部までの水平距離、又は施工地面積の半分の位置とするなど、工事箇所状況に応じて決定する。
 - (2) 上記以外で、特にモノレールの設置が必要と認められる現場。
- 2 移動時間は次式により算出する。
$$(\text{水平距離 (m)} + \text{垂直距離 (m)} \times 3) \div (\text{歩行速度 (km/h)} \times 60 \text{ 分})$$
 - 水平距離垂直距離：徒歩の出発地点から施工地の中心地までの距離
 - 歩行速度：平均傾斜 30 度以上・・・1.2km/h
平均傾斜 30 度未満・・・1.5km/h
 - 平均傾斜：徒歩の出発地点から施工地の中心地までの水平距離及び垂直距離で算出する。

9 ケーブルクレーン

(1) 歩掛の適用

表 6-13

項 目	S コード	必須	備 考
ウインチベース架設・撤去	S0036	○	
アンカー設置・撤去	S0037	○	※1
ケーブルクレーン架設・撤去；スパン指定	S0041	○	※2
索道支柱賃料	S0043		※3
中間支柱設置	S0044		※4
台場施設設置	S0045		※5
索道下安全施設	S0058		※6

※1 元柱・先柱でそれぞれ1基を計上する。

※2 施工単価条件の「支間長」は、元柱先端から先柱先端までの斜距離とする。

※3 元柱及び先柱に、立木を使用しない場合に計上する。

支柱高はH=4.0～20.0mまで設定されているが、適切な規格を選定する。なお、現地の状況等から当初設計時点で支柱高を決定できない場合は、H=4.0mで設計し、必要に応じて設計変更するものとする。

※4 地形により中間支柱の設置が必要な場合は、見積りを徴した上で賃料を計上する。なお、中間支柱は高さ、形状（門柱・柱等）により賃料が大きく異なるため注意すること。

※5 設置が必要な場合として、次のケースが想定される。

- ・ 荷積場が斜面上にあり、面的な作業ヤードが確保できない
- ・ 荷積場が湿潤状態で荷物の品質が確保できない
- ・ その他の理由により、台場施設が必要と認められる場合

※6 ケーブル等が道路上空を横断し、道路を防護する必要がある場合に計上する。

本歩掛は、高さ5.0m、長さ3.0m（道路縦断方向）、幅4.5m（道路横断方向）程度の枠を、松丸太により構築するもので、幅員3m程度の1車線道路を防護するものである。

5. 6. 10 交通誘導員

1 人数の計上方法

交通誘導警備員を要する場合は、当該工事の制約条件を勘案した交通規制パターン等による1日当たりの交通誘導警備員の配置人数を基に、工事期間内で配置される人数を計上する。

なお、休憩・休息时间についても交通誘導を行う場合には、交代要員も交通誘導警備員の人員に含めて計上する。

2 検定合格警備員の配置

- (1) 高速自動車国道、自動車専用道路又は都道府県公安委員会が必要と認めた道路においては、交通誘導業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を配置することが義務付けられている。
- (2) 交通誘導警備員（SA063）を計上する際、一級又は二級検定合格警備員を配置する場合は交通誘導警備員Aを、これ以外の場合は交通誘導警備員Bとする。

「警備業法の改正に基づく交通誘導員の取扱いについて」（平成19年4月9日付け事務連絡）

表6-14 長野県公安委員会が必要と認めた道路

路線名	区間	路線名	区間
一般国道18号	長野県の全域	県道佐久軽井沢線	長野県の全域
一般国道19号	長野県の全域	県道下諏訪辰野線	長野県の全域
一般国道20号	長野県の全域	県道岡谷茅野線	長野県の全域
一般国道141号	長野県の全域	県道伊那辰野停車場線	長野県の全域
一般国道142号	長野県の全域	県道中野豊野線	長野県の全域
一般国道146号	長野県の全域	県道長野信濃線	長野県の全域
一般国道147号	長野県の全域	県道飯山野沢温泉線	長野県の全域
一般国道148号	長野県の全域	県道須坂中野線	長野県の全域
一般国道151号	長野県の全域	県道大町麻績インター千曲線	長野県の全域
一般国道153号	長野県の全域	県道長野須坂インター線	長野県の全域
一般国道292号	長野県の全域	県道松本塩尻線	長野県の全域
		県道上田丸子線	長野県の全域
		県道長野上田線	長野県の全域
		県道小諸上田線	長野県の全域
		県道丸子東部インター線	長野県の全域
		県道伊那箕輪線	長野県の全域
		県道坂城インター線	長野県の全域

<令和2年10月1日長野県公安委員会告示第70号>

5. 6. 1 1 その他

1 特殊施工単価における機械損料の補正

特殊施工単価内で豪雪地域補正、岩石補正などの機械損料の補正を計上する場合、機械損料単価（M から始まるコード）は使用せず、機械運転歩掛（S から始まるコード）を使用して積算する。

「特殊施工単価における機械損料の補正について」(令和 2 年 3 月 31 日付け主任専門指導員事務連絡)

5. 7 共通仮設費

【参考】

- 1 建設副産物（産業廃棄物）の運搬費、処理費等は、「5. 8. 2 伐採除却費、産業廃棄物処分費」による。
- 2 間接工事費の率計算経費の対象額からの控除は、「5. 9. 2 積算システムにおける各コードの入力方法について」による。

5. 7. 1 運搬費

共通仮設費の運搬費に積上げ計上すべき項目のうち、使用頻度の高い項目について以下のとおり整理した。

1 留意事項

ケーブルクレーン・モノレールを架設した場合や小型特装車による運搬が必要な場合、器材等（型枠材（残存型枠は除く）、支保材、足場材等）の運搬費用は共通仮設費の運搬費に積上計上し、その他施工に必要な資材（コンクリート、石材等）は直接工事費内の運搬工配下に計上するものとする。

2 敷鉄板

敷鉄板（仮設材）の運搬については、「敷鉄板設置・撤去工」により積上げた敷鉄板を対象として積上げにより運搬費を計上する。

【参考】

- 1 運搬の起点は市町村役場（支所含む）とする。
- 2 市町村役場（支所含む）から現場までの間で明らかに資材を調達できる見込みがない場合や大量の敷設が必要等の理由により、資材の確保が難しい場合等は事前の聞き取り等により、基地点を案件ごと定めることができるものとする。
- 3 設計時と実施の段階で調達先が異なっても原則、運搬距離は変更しないこととする。

「林業土木事業における敷鉄板の敷設に係る運搬費等の取扱について」（平成23年5月25日付け23 森政第88 号林政策課長通知）

「敷鉄板の敷設に係る運搬費の取扱について」（平成21 年12 月4 日付け21 建政技第293 号建設政策課技術管理室長通知）

3 型枠材

- (1) 脱型する鋼製型枠は、治山ダム工の放水路下2リフト（H=4.0mを標準）分を合算計上する。放水路までを2リフトで打設する堤高の低い治山ダム工においては、放水路下の全型枠面積を計上することを標準とする。
- (2) 合板型枠は治山ダム工の型枠面積の1/2を計上する。
- (3) 往復分を計上すること。
- (4) 複数基の施工となる場合は、平均運搬距離を算出し往復分を運搬費に計上する。

※ 複数基施工の場合は基ごとに(2)で算出した型枠数量に(5)を乗じ、運搬費をそれぞれで算出するものとする。

【参考】

平均運搬距離 L (m) = (A1 × L1 + A2 × L2 + ...) ÷ (A1 + A2 + ...)

A (㎡) : 運搬対象型枠面積

L (m) : 片道運搬距離

「治山ダム型枠の施工歩掛等の改正について」（平成21年3月4日付け20森推第847号林務部長通知）

【参考】

共通仮設費の運搬費に積上げ計上する型枠は脱型する型枠とし、残存型枠については、直接工事費に計上する。

4 解体搬入・搬出

ケーブルクレーン等により重機を運搬する場合は、搬入・搬出及びそれに伴う分解・組立費用等について共通仮設費の運搬費に積み上げ計上する。

5. 7. 2 準備費

1 除雪

- (1) 工事現場内における除雪経費

共通仮設費の準備費「施工期間中における準備、後片付け費用」として、共通仮設費率に含まれる。

- (2) 現場までの公道等の除雪経費

冬期間除雪を行っていない公道等を工事用道路として使用する場合は、見積もり等により準備費へ積上げ計上する。

なお、計上できる経費は機械除雪を原則と、見積り等の妥当性を確認するため、受注者からの作業日報等により実績を確認を行う。

「森林土木工事等に係る除雪経費の取扱いについて」（令和4年11月29日付け4森政号外森林政策課長通知）

5. 7. 3 役務費

1 土地借料

(1) 役務費で計上する借上げ用地の標準面積は表 7-1 のとおり。

表 7-1

区分	借上標準面積
資材置場	工事規模等により基準を定める
索道架線下 (W)	幅 4.0m×延長
〃 (S)	幅 2.5m×延長
索道ポスト	50 m ² (起点 30 m ² 、中間 15 m ² 、終点 20 m ²)
索道アンカー	10 m ²
生コン卸場	20 m ²

(2) 治山事業における土地借料の積算について

ア 土地借料の算出

使用する土地の正常な取引価格に、次に掲げる率を乗じて得た額を 1 年の借地料とする。

(ア) 宅地、準宅地および農地 6 %

(イ) 山林およびその他の土地 5 %

なお、土地の正常な取引価格は、公共用地の取得単価等から各市町村の平均的な単価を設定するものとする。(適当な公共用地の取得単価が得られない場合は、土地価格比準表を使用して単価の設定を行うものとする。)

イ 積算方法

上記で算出した価格を 1 日当たり単価に換算し、必要日数および必要面積を乗じて決定する。

【算出例】

土地の正常な取引価格：1,000 円/m²

土地種別：山林

借地期間：200 日

借地面積：1,000 m²

$$\begin{aligned} 1 \text{ m}^2 \text{ 当たり借地料} &= 1,000 \text{ 円} \times 0.05 / 365 \text{ 日} \times 200 \text{ 日} \\ &= 26 \text{ 円/m}^2 \cdot 200 \text{ 日} \end{aligned}$$

よって土地借料は、26 円 × 1,000 m² = 26,000 円

「治山事業における土地借料の積算方法の変更について」(平成 10 年 3 月 31 日付け 9 治第 672 号
林務部長通知)

2 補償料

1 治山事業における支障木の損失補償

(1) 治山施設の設置に伴う支障木の損失補償

保安林機能の高度発揮を図るための代替施設として位置づけられる治山施設を設置することにより、森林所有者は森林の維持において恩恵を受けるため、損失補償は行わない。

(2) 指定仮設に伴う支障木の損失補償

治山施設を施工するため、発注者が指定する仮設工事によって個人の財産たる立木が伐採等により受ける損失は、原則、治山事業で補償することとする。

「治山事業における支障木等の補償の取扱いについて」（平成21年3月30日付け20森推第970号
森林づくり推進課長通知）

5. 7. 4 事業損失防止施設費

「森林整備保全事業設計積算要領」による。

5. 7. 5 技術管理費

「森林整備保全事業設計積算要領」による。

5. 7. 6 営繕費

「森林整備保全事業設計積算要領」による。

5. 7. 7 安全費

1 足場工

「S0912 墜落防止足場」は、安全費に積上げ計上する。

「5. 6. 3 足場工」を参照の上、適正に費用を計上すること。

2 地盤伸縮計

掘削法面の安全管理のため地盤伸縮計の設置が必要な場合は、適切に費用を計上すること。

「森林土木事業における掘削法面の安全管理について」（平成3年6月10日付け3林政第12号
林務部長通知）

3 土石流センサー

「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」（平成10年3月23日付け労働省労働基準局長通達）第二の土石流危険河川に該当もしくはこれと同等と判断される箇所において、土石流センサーの設置が必要な場合は適切に費用を計上すること。